

第2編 地震災害対策計画

第1章 総則

1. 地震災害対策計画の目的

この計画は、町民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条及び大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）第6条の規定に基づき、松田町の地域（以下「町域」という。）に係る震災の対策について、災害予防、災害応急対策、災害復旧及び東海地震に係る事前対策等に関する事項を定め、防災活動を総合的かつ計画的に実施することにより防災の万全を期するとともに、社会秩序の維持及び公共の福祉の確保に資することとします。

また、大規模な地震が発生した場合、建物の倒壊、がけ、道路、橋りょうの損壊等の一時的被害、あるいは火災の発生、延焼、生活関連機関の機能停止による二次的被害等大きな被害が予想されることから、これら被害の軽減を図るため、町及び防災関係機関は、それぞれの計画に基づき、事前の対策を推進して災害に強い安全なまちづくりを進めるとともに、地震災害が発生した際の災害応急対策に万全を期し、町民の生命、身体及び財産を守ることを目的とします。

なお、本計画は、地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）に基づき、都道府県知事が定める地震防災緊急事業五箇年計画の基礎となるものです。

2. 基本方針

- (1) この計画は、地震の発生にともなう被害の発生を防止し、また、災害時の最小化する「減災」の考え方を防災の基本方針とするため、町及び防災関係機関のとるべき事前措置の基本的事項について定めるものです。
- (2) この計画は、地震の発生が予知されてから地震災害発生までの間における事前応急対策を中心を作成するものとします。また、平時における地震・震災に関する教育、広報、訓練及び緊急整備事業等の対策についても計画化するものです。
- (3) この計画は、神奈川県及びその他の防災関係諸機関とともに、引き続き研究・協議を行い、必要な追加・補正を図り、計画内容の充実を期するものです。
- (4) 本町内に立地する関係諸機関及び町民は、この計画に基づき、それぞれ必要な具体的な計画又は対策等を定め、事前対策の実施に万全を期するものとする。また、災害時には、県や防災関係機関と連携を図りながら応急活動対策の調整を行うものです。

3. 活断層

全国には陸域において約2,000本の活断層が存在しており、本町で活動が想定されているのは次の活断層です。

なお、阪神・淡路大震災を契機として国が設けた調査研究機関である、地震調査研究推進本部の地震調査委員会が、平成27年4月に発表した長期評価では、神縄・国府津－松田断層帯

については「塩沢断層帯（山北町）」「平山－松田断層帯」「国府津－松田断層帯」に区分され、それぞれの活動について評価されています。また、「神縄断層」については遅くとも 50 万年前までには活動を停止していることから、活断層としては取り扱われなくなっています。

断層名	位置	最新活動時期	平均活動間隔	調査結果
平山－ 松田北断層帯	南足柄市、大井 町、松田町、山 北町、開成町 約15km	約2,700年前	4,000年～ 5,000年程度	平山、内川、日向、丸山、松田山山麓、 松田北の各断層からなる。本断層帯 が一つの区間として活動する場合、 マグニチュード6.8程度の地震が発 生する可能性がある。
国府津－ 松田断層帯	小田原市、大井 町、松田町、 走向/北西 約35km	12世紀～ 14世紀前半	約800～ 1,300年	大深度反射法弾性波探査の結果から フィリピン海プレートと陸側プレー トの沈み込み境界から分岐した断層 であると考えられることから、本断 層帯が単独で震源断層となることは ない。従っていわゆる活断層として の評価はしない。相模トラフで発生 する海溝型地震の数回に1回の割合 で活動すると考えられる。

4. 被害の想定

(1) 想定される地震

本町は駿河トラフを震源域とするマグニチュード 8.0 の規模が予想される東海地震に
関する地震防災対策強化地域（以下「強化地域」という。）の指定を受けているばかりで
なく、相模トラフを震源域とするマグニチュード 7.9 の規模が予想される南関東地震、神
奈川県西部を震源域とするマグニチュード 7.0 の規模が予想される神奈川県西部地震の
発生による被害も懸念されます。

この想定は、「神奈川県地震被害想定調査報告書（平成 27 年 3 月）」に基づくものです。
想定地震は、地震発生の切迫性が高いとされている地震、危機管理的視点から対応を検討
しておく必要性が高い地震、切迫性は高くないが、発生すれば甚大な被害が県全域に及ぶ
可能性があるものについてで、町域の被害想定の概要については次のとおりです。

想定地震

想定地震名	県内で想定される最大震度	発生確率	選定の視点	
神奈川県西部地震	県西地域で震度6強	(過去400年間に同クラスの地震が5回発生)	①・③	
東海地震	県西地域で震度6弱	(南海トラフの地震は30年以内70%程度)	①・②・③	
南海トラフ巨大地震	県西地域で震度6弱	(南海トラフの地震は30年以内70%程度)	①・②	
大正型関東地震	湘南地域・県西地域を中心震度7	30年以内 ほぼ0%~5% (2百年から4百年の発生間隔)	③	
参考地震	元禄型関東地震	湘南地域・県西地域を中心震度7	30年以内 ほぼ0% (2千年から3千年の発生間隔)	④
	相模トラフ沿いの最大クラスの地震	全県で震度7	30年以内 ほぼ0% (2千年から3千年あるいはそれ以上の発生間隔)	④
	元禄型関東地震と国府津－松田断層帯の連動地震	想定していない (津波による被害のみ想定)	評価していない	④

【選定の視点】

- ① 地震発生の切迫性が高いとされている地震
- ② 法律により対策を強化する地域の指定に用いられる地震
- ③ 地震防災戦略・地域防災計画・中央防災会議等において対策の対象としている地震
- ④ 発生確率は極めて低いが、発生すれば甚大な被害が県全域に及ぶ可能性があり、超長期的な対応となる地震

※ 発生確率については「地震調査研究推進本部（文部科学省：平成27年1月14日現在）」、「中央防災会議首都直下地震モデル検討会報告書（内閣府：平成25年12月）」などによる評価。

(2) 想定される被害の概要

本町は駿河湾トラフを震源域とするマグニチュード8.0の規模が予想される東海地震に関する地震防災対策強化地域（以下「強化地域」という。）の指定を受けているばかりでなく、相模湾トラフを震源域とするマグニチュード7.9の規模が予想される南関東地震、神奈川県西部を震源域とするマグニチュード7.0の規模が予想される神奈川県西部地震の発生による被害も懸念されます。県の被害想定調査に基づく町域の被害想定の概要は次のとおりです。

被害想定調査結果

(神奈川県地震被害想定調査 H27.3)

想定地震		県西部地震	南海トラフ巨大地震	大正型関東地震
発生時期等		冬 平日 午後6時 平均風速:3.447m/s 風向:北西		
人口		11,280人(平成27年6月30日、人口統計調査数値)		
世帯		4,910 世帯(同上)		
震源域		神奈川県西部	南海トラフ	相模トラフ
モーメントマグニチュード		6.7	9.0	8.2
建 物	全壊棟数	10	*	2,270
	半壊棟数	210	60	1,080
火 災	出火件数 (件)	0	0	*
	焼失棟数 (棟)	0	0	320
人 的 被 災	死者 (人)	*	0	110
	重症者 (人)	0	0	50
	中等、軽症者(人)	30	*	630
	避 難 者	1日目～3日目	230	70
		4日目～1週間後	230	70
		1か月後	230	70

(注) ・「*」:わずか (計算上 0.5 以上 10 未満 0 : 計算上 0.5 未満は 0 とした)

・「モーメントマグニチュード」

岩盤のずれの規模（ずれ動いた部分の面積×ずれた量×岩石の硬さ）をもとにして計算したマグニチュードを、モーメントマグニチュード (M_w) と言う。一般に、マグニチュード (M) は地震計で観測される波の振幅から計算されるが、規模の大きな地震になると岩盤のずれの規模を正確に表せない。これに対してモーメントマグニチュードは物理的な意味が明確で、大きな地震に対しても有効。ただし、その値を求めるには高性能の地震計のデータを使った複雑な計算が必要なため、地震発生直後迅速に計算することや、規模の小さい地震で精度よく計算するのは困難。

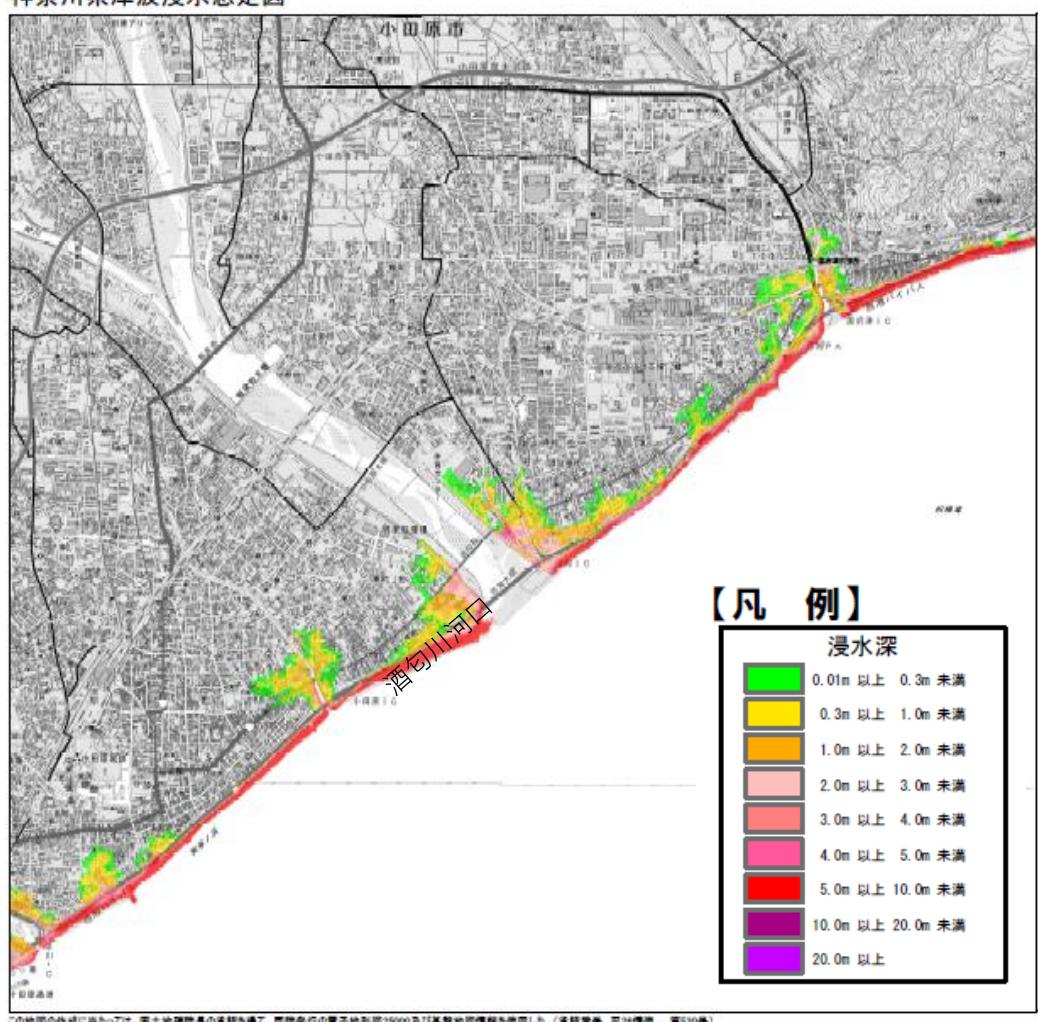
(3) 津波に関する想定

津波による被害想定は、「神奈川県津波浸水予測図（平成 27 年 6 月修正）」によるものです。これまで県では、東北地方太平洋沖地震の教訓を踏まえ、平成 24 年 3 月に、津波浸水予測図を公表し、津波対策に取り組んできましたが、平成 25 年 12 月に、内閣府が設置した「首都直下地震モデル検討会」から、発生頻度が 2 千年から 3 千年あるいはそれ以上とされる、相模トラフ沿いの最大クラスの地震など、最新の科学的知見が示されました。このため、国の新たな知見を取り入れ、神奈川県沿岸に最大クラスの津波をもたらすと想定される、9 つの地震を対象として津波浸水予測を見直し、平成 27 年 2 月 27 日に神奈川県の沿岸地域における「津波高さ」又は「浸水域」が最大となる、合計 5 つの地震による「津波浸水予測図」が公表されました。

これらの津波浸水予測図をもとに、「浸水域」と「浸水深」が最大となるよう重ね合わせた図面（津波浸水想定図）が作成され、「津波防災地域づくりに関する法律」に基

づく「津波浸水想定」が設定されました。本町には、いずれの地震においても津波による浸水は想定されていません。なお、酒匂川河口付近の津波浸水想定図は次のとおりです。

神奈川県津波浸水想定図



5. 防災関係機関が地震防災応急対策として行う事務又は業務

町域に係る地震防災に関し、本町の区域内の公共団体、その他防災上重要な施設の管理者（以下「防災関係機関」という。）の処理すべき事務又は業務は、第1編第1章に定めるとおりです。

第2章 地震災害予防計画

1. 都市防災

主管課	まちづくり課
関係課等	環境上下水道課

南海トラフ巨大地震、南関東地震及び神奈川県西部地震等の大規模地震が発生したとき、広範囲にわたる甚大な面的被害が現実のものとなります。町内の土木構造物や建築物が破壊され、道路の通行が阻害され、電気、ガス、水道等のライフライン施設も破壊されます。町内各所では、火災が同時多発し、町民は避難場所への安全な経路を求めます。

また、同地震では、電話をはじめとする有線系通信基盤の寸断や情報運用能力の乏しさから、情報伝達に支障をきたし、被害拡大の一因になったともいわれています。このように考えると、事前に安全な都市環境を整備するとともに、その運用面に関しても本計画にしたがい十分な対策を実施するものとします。

本町の都市構造の安全性の強化に関しては、平成29年3月に策定された「松田都市計画に係る市街化区域及び市街化調整区域の整備、開発又は保全の方針」「松田町都市計画マスタープラン」に基づき、災害に強いまちづくりを目指すものとします。とくに松田駅・新松田駅周辺地区においては、震災発生時、火災の延焼等による被害の発生が予想されるため、災害の発生防止と町民の安全な避難の確保等に必要な施策を総合的に展開し、防災機能の向上を図るものとします。

また、「松田町まちづくり条例」の運用を図り、良好な生活環境を創出し、健全かつ安全な災害に強いまちづくりを推進するものとします。

(1) 土地利用計画の推進

災害に強いまちづくりは、適正な土地利用を推進することが基本ですが、特に地震防災の観点から上下水道、生活道路、公園等の整備及び商業地域における開発の推進を図るものとします。

町は、土地利用計画に基づく適切な指導・誘導等により、安全・安心のまちづくりを促進します。また、市街地の環境の整備と防災性の向上に資するため、優良建築物等整備事業等の諸制度を活用し、安全で快適なまちづくりを促進します。さらに、市街地における安全性を高めるための計画的な整備を進め、広幅員道路、駅前広場、公園等の確保等により、一層の防災性の向上を図ります。

(2) 道路網の整備

道路は交通施設としての機能のほか、災害時における避難路として重要な防災空間となるため、道路網の整備は、既存道路の機能確保から早期に整備を図ります。

(3) 公園及び緑地の整備

公園及び緑地は、平時においては町民の憩いの場であるが、災害時には避難場所等として防災上重要な機能を果すことから、避難路として機能する道路の緑化も含めて、防災空間（オープンスペース）を確保します。

(4) 市街地の開発

都市基盤の整備は、都市防災上最も重要な課題といえる。都市基盤の未整備な地区では道路の不足や狭い道路幅員、また公共空地の不足などから、災害時における諸活動に多大な支障をきたすおそれがあるため、これらの地域では、市街地再開発事業等の面的整備により、一体的な整備を図り、良好な公共施設を備えた市街地環境整備を促進します。特に、都市計画法に基づく開発の許可に当たっては、安全性に配慮した指導を行います。

2. 建造物災害予防

主管課	まちづくり課
-----	--------

（1）松田町まちづくり条例の遵守

良好な生活環境の創出により、健全かつ安全で災害にも強いまちづくりを推進するため、別に定められた「松田町まちづくり条例」に基づいたまちづくりを推進します。

（2）不燃化及び耐震性建築の推進

今後建築物が密集し、震災により多く被害を生ずるおそれがある地域については、耐火建築物又は防火建築物の建築を促進するものとします。

また、町の既存建築物については、耐震診断を行い、補強をするなどの措置の推進を図ります（資料編【資料44】建造物の耐震診断基準を参照）。

（3）ブロック塀の倒壊防止対策

町内には、安全性が危惧されるブロック塀（石塀を含む）の存在が見受けられます。

ブロック塀（石塀を含む）の倒壊による避難経路の遮断や歩行者の被害を防止するため「危険ブロック等撤去費補助制度」と、「生垣設置奨励補助金」の活用によりブロック塀の転倒防止対策を促進するものです。

（4）防災空間の確保

① 市街地の整備

地域の特性に応じ、新松田駅北口や南口において計画的な市街地や街並みを形成するものとします。

② 道路の整備

道路は、交通機能のほか、防火帯、避難路、緊急輸送道路等の防火空間としての機能をもっていることから、幹線道路の整備を図ります。

3. 公共施設等の安全確保

主管課	まちづくり課
関係課等	環境上下水道課

地震の発生により、道路、橋梁その他の公共施設等が被害を受けると、町民の日常生活に重大な支障が生ずるだけでなく、町民の避難、消防活動、医療活動その他の各種応急対策活動に困難をきたすことになります。

このため、これらの公共施設等が地震の発生に対しても、その機能が確保されるよう、施設の危険箇所等の調査を実施するとともに、補修工事、耐震補強を実施するものとします。

(1) 道路、橋梁の整備

道路、橋梁等は、交通機能のほか、重要な防災機能を併せもっているため、早期に都市計画街路・幹線道路を整備します。

- ① 地震発生時において、歩行者が安全に通行できるよう歩道等の安全を期すものとします。
- ② 横断歩道橋の安全点検を実施し、補強等が必要となった横断歩道橋があった場合、必要な補強工事を実施します。

(2) 河川等の整備

地震の発生により河川管理施設が破壊し、水害等二次災害の発生が予想される河川については、必要に応じ改修、整備するものとします。

酒匂川、川音川、中津川、虫沢川の2級河川については、神奈川県に対し整備の促進を要請します。

(3) 上下水道施設の整備

① 上下水道の耐震化

老朽管については計画的に順次布設替えを実施し、地震に強い管路システムの形成を図る。速やかに応急復旧ができるよう必要な資機材を備えておくものとします。

② 応援体制の整備

給水系統相互間で配水の弾力的対応ができるよう協議を進める。具体的には、県西地域市町村圏水道緊急連絡管接続等相互応援協定により、早期に隣接市町村間の協力が確保できる体制を整えるものとします。

(4) 公共建築物等の耐震性の強化

公共建築物、医療施設については、事前の耐震診断に基づき補強・補修工事を実施する一方、円滑な災害応急対策が可能な状態にします。

また、施設の耐震性に係るリストを公表するとともに、屋上に施設名や番号等を表示します。なお、避難所として使用する施設の耐震診断・改修状況は次のとおりとなっています。

番号	名 称	設置年度	耐震基準	耐震診断	改修工事
1	町屋地域集会施設	H 14	新基準	不要	不要
2	店屋場地域集会施設	H 11	新基準	不要	不要
3	神山地域集会施設	H 17	新基準	不要	不要
4	茶屋地域集会施設	H 14	新基準	不要	不要
5	河内児童センター	S 57	新基準	不要	不要
6	中丸地域集会施設	H 13	新基準	不要	不要
7	仲町地域集会施設	H 1	新基準	不要	不要
8	谷戸地域集会施設	H 29	新基準	不要	不要
9	沢尻地域集会施設	H 20	新基準	不要	不要
10	宮前地域集会施設	H 1	新基準	不要	不要
11	かなん沢・中里地域集会施設	H 2	新基準	不要	不要
12	城山地域集会施設	S 63	新基準	不要	不要
13	仲町屋地域集会施設	H 3	新基準	不要	不要
14	生涯学習センター	S 56	旧基準	実施済	実施済
15	松田町体育館	S 37	旧基準	実施済	未実施
16	松田中学校体育館	S 53	新基準	不要	不要
17	松田小学校体育館	R 3	新基準	不要	不要
18	松田幼稚園	H 1	新基準	不要	不要
19	萱沼地域集会施設	H 28	新基準	不要	不要
20	弥勒寺多目的集会施設	H 1	新基準	不要	不要
21	中山地域集会施設	H 6	新基準	不要	不要
22	土佐原公民館	R 2	新基準	不要	不要
23	宇津茂地域集会施設	S 63	新基準	不要	不要
24	大寺地域集会施設	H 24	新基準	不要	不要
25	宮地多目的集会施設	S 60	新基準	不要	不要
26	虫沢地域集会施設	H 23	新基準	不要	不要
27	田代地域集会施設	S 62	新基準	不要	不要
28	湯の沢児童センター	S 55	旧基準	実施済	実施済
29	寄幼稚園	S 59	新基準	不要	不要
30	寄小学校体育館	H 12	新基準	不要	不要

凡 例	区 分	説 明		棟数
	新耐震基準で建築された建物			27棟
	新耐震基準に満たない建物	耐震診断を実施		0棟
		耐震改修を実施		2棟
		耐震改修が未実施		1棟

4. 地盤災害予防

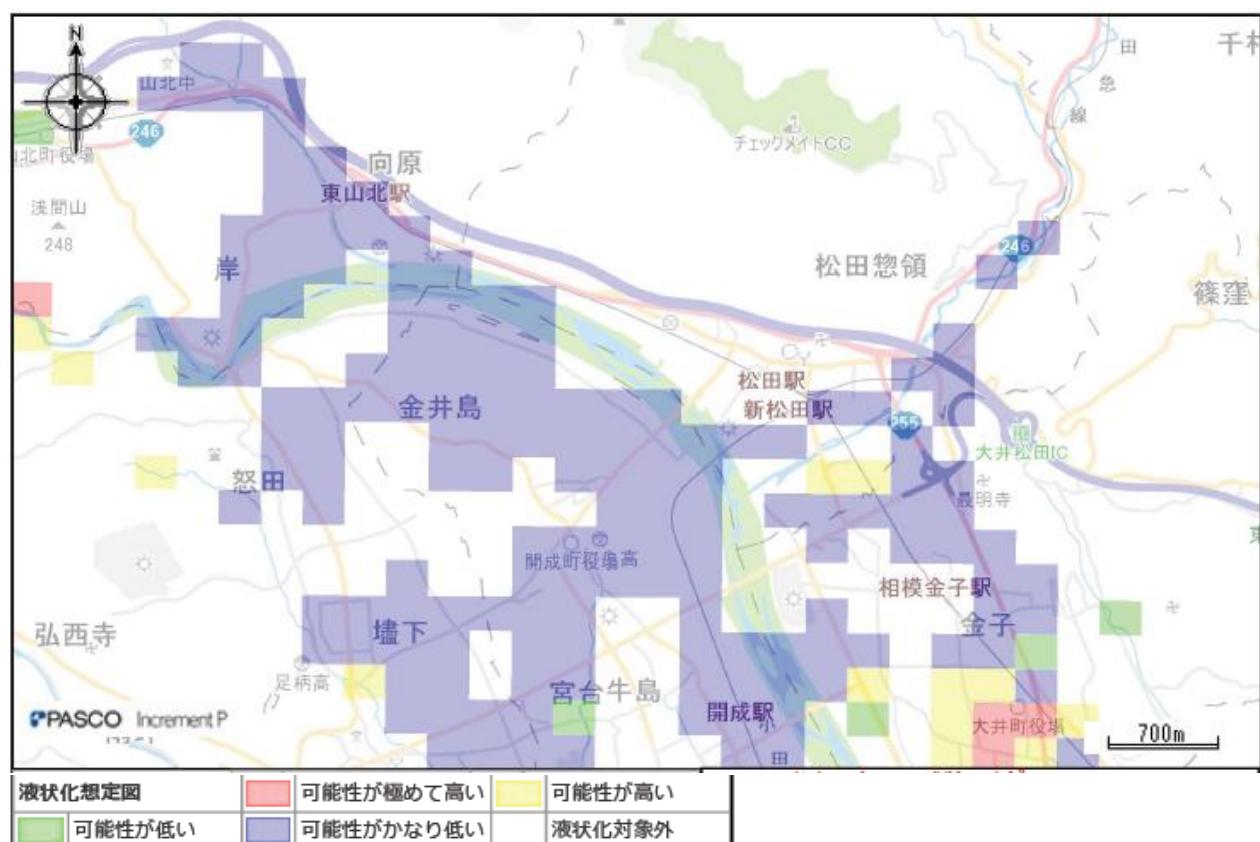
主管課 まちづくり課

地震による被害の態様、程度は、地盤の特性及び地形等に依存するところが大きいです。河川の流域の砂質地盤では、地震の発生により地盤の液状化の発生が懸念されるため、建築物に対する対策が必要となります。町は、このような災害の発生を未然に防止するため、町民に対して地盤の液状化にともなう災害の防止について啓発、指導を行い、必要な対策を実施します。

(1) 県では、「建築物の液状化対策マニュアル」を昭和60年に策定し、東日本大震災を受けて平成25年度に改訂しています。また、昭和58年度から59年度にかけて地震被害想定調査を実施していますが、東日本大震災で明らかになった知見を反映させた第5回目の調査を、平成25年度から26年度にかけて実施しました。地震による液状化の可能性を想定し、地震被害想定結果として広く県民に情報を提供しています。

地震被害想定調査

液状化の想定（本町で最も被害が大きいと想定される大正型関東地震）



5. 火災予防

主管課	安全防災担当室
関係課等	まちづくり課 観光経済課 総務課

本町においては、新松田駅や松田駅周辺地区を中心に一部木造家屋が密集しており、住宅の密集化等により、地震とともに大規模火災の発生が懸念されます。これまでの大震災においても、住宅密集地の被害は甚大でした。このため、小田原市消防本部との連携のもとに、発災時の出火防止及び火災予防のため指導の徹底を図るとともに、消防力の充実、危険物等の安全確保を図るものとします。また、火災の延焼を防ぐため、オープンスペースの確保・整備を図ることとします。

(1) 火災予防に関する指導

① 火災予防の徹底・一般家庭に対する指導

一般家庭を戸別に巡回したとき、それぞれ単独に、あるいは相当数の地域住民が集まったとき、住宅用火災警報器、消火器及び感震ブレーカーの設置、火災実験、消火器及び消火栓ホースの取扱い方等についての指導を行い、地震時における火災の防止と消火に関する知識の徹底を図ります。

② 防火思想の普及と知識の啓発

春季、秋季の全国火災予防運動のほか、年末年始特別警戒を実施することにより、町民に対する防火思想の普及と知識の啓発を行い、防火体制の強化を図ります。

(2) 小田原市消防本部の実施する対策事項

① 建築同意制度の活用

消防法の規定による建築同意制度を効果的に活用し、建築面からの火災予防の徹底を図ります。

② 防火管理者の育成

学校、病院、工場等、消防法に規定する防火対象物には、必ず防火管理者を設置するよう指導します。さらに当該防火管理者に対し、地震防災応急管理計画の作成、防火訓練の実施、消防設備等の整備点検及び火気の使用等について十分指導します。

(3) 予防査察の強化指導

消防法に規定する予防査察については、消防対象物の用途、地域等に応じ計画的に実施し、常に区域内の消防対象物の状況を把握するとともに、火災発生の危険がある箇所を発見し、予防対策に万全を期するよう指導します。

(4) 防火基準適合表示制度の推進

ホテル旅館等不特定多数の者を収容する施設の防火安全対策を確保するため、小田原市消防本部により防火管理者、消防用設備等及び建築構造等の防火上一定の表示基準に適合しているか否か立入り調査を行い、適合している施設に「適マーク」を交付することにより、施設関係者の防火に対する認識を高めるとともに、防火管理業務の適正化及び

消防用設備等の設置を促進し、防火基準適合表示制度の推進を図るものとします。

(5) 消防力の整備強化

消防力の充実・強化を図るため、消防力の基準の改正を踏まえて強化方策を策定し、消防組織や消防施設等の整備、強化を図ります。

① 消防組織の拡充、強化

「消防力の整備指針」に適合する消防組織を拡充・強化し、特に消防団員を確保するとともに常設消防の強化推進を図ります。

② 消防施設等の整備、強化

「消防力の整備指針」及び「消防水利の基準」に適合するよう、消防機械器具、消防水利施設及び火災通報施設等の整備、強化を図るものとします。

(6) 防災空間の確保

火災の延焼防止、避難場所として有効な公園・緑地の整備を一層進めるとともに、既存の公園等をライフスポット（自活のための要素を備え、災害時に自立できる拠点）として活用できるよう、飲料水確保施設、資機材の備蓄倉庫などの整備を行います。

また、道路についても延焼防止効果が高いことから、県道の整備拡充の要望、町道の拡幅等を積極的に推進します。特に、町道については、美観等の観点からポケットパークの整備について検討しているが、防災空間としての立場からもこうしたたまり空間（道路に付帯する休憩・駐車などのためのスペース）を確保します。

第3章 地震災害応急対策計画

基本的に『地域防災計画』の「第3章 災害応急対策計画」を準用するほか、次に掲げる「建築物等震後対策」を実施するものとします。

1. 建築物等震後対策

主管課	まちづくり課
-----	--------

地方自治体には、大規模地震災害が発生した際、町民の生命、生活の安全を確保する責務があります。道路、橋梁、鉄道等の交通網被害の応急復旧、及び電話の切断や混乱の解消、停電、水道管の破裂、断水、ガス管の破裂、ガス漏れの解決などライフライン被害からの早期立ち直りは、町民生活の基礎をなすものです。また、町民の安全な居住場所の確保も行政に課せられた大きな課題です。このとき、被災した現住家屋の居住利用を継続できるかどうかを判定する必要があります。このような問題意識に立ち、平成元年度、2年度の2か年にわたる神奈川県等の調査成果を踏まえ、神奈川県震災建築物応急危険度判定士認定制度が発足しました。本制度は、大規模地震が発生した際、地方自治体の要請により、ボランティアとしての民間建築士の協力を得て、被災した建物が引き続き利用できるかどうかの判定を緊急に行う制度（応急危険度判定制度）です。また、被災宅地の安全性を判定する被災宅地危険度判定制度も実施されています。

（1）応急危険度判定士、判定コーディネーターの育成

民間の建築士に対してその意義をPRし、「神奈川県震災建築物応急危険度判定士認定要綱」に基づき、神奈川県建築物震後対策推進協議会が主催する神奈川県震災建築物応急危険度判定講習を履修し、知事の認定を受けた応急危険度判定士の計画的育成を図ります。

また、本町において、建築物震後対策を担当し応急危険度判定士を指揮する、判定コーディネーターについても、人材を育成します。

県は、判定士の養成及び体制の整備、災害補償制度の維持と資機材の整備、判定コーディネーター及び被災宅地危険度判定士の養成等を行っています。

県が行うこうした被災建築物及び被災宅地に対応するための体制整備に対し、町は適切な役割分担に基づき、マニュアル等に沿って建築物等への事前対策を図り、被災町民の安全性を確保します。

（2）既存建築物の把握及び判定実施計画の事前策定

町内の既存建築物について、耐震性を概略把握するとともに、学校等避難所としての利用が予定されている公共施設、医療施設等の判定実施計画の事前策定を図るものとします。

（3）大規模地震発生後の対応

大規模地震発生後、町災害対策本部は町内の建築物等の被災程度の概略把握に基づき、

速やかに応急危険度判定を実施するかどうかの判断を行います。応急危険度判定実施の判断を下した場合、県災害対策本部を通じ、関係諸機関等に応急危険度判定実施を依頼します。

- ① 学校・体育館などの避難施設及び病院などの医療施設の判定は、地震発生後緊急に行います。
- ② その他戸建て住宅、アパートなどの建物及び被災宅地の判定は、緊急輸送道路が確保された後、迅速に実施するものとします。

(4) 震災建築物応急危険度判定とその活用

判定士の協力を得て行われる震災建築物、被災宅地応急危険度判定の調査項目は、当該建物の不同沈下の傾斜の角度、内外装材の亀裂、瓦・ガラスなどの落下の危険性等であるが、被災住宅、被災宅地での居住継続が可能かどうかの判定は余震による二次災害のおそれ等を勘案し、次の3区分で行います。

調査済	被災程度は少ない状況
要注意	ある程度の被災が認められ、居住、利用には要注意
危険	被災の程度が著しく危険

当該建築物、宅地の所有者、占有者は、判定結果を尊重し、当面の建物、宅地の使用について対応するものとします。

第4章 地震災害復旧計画

第1編「地域防災計画」第4章 災害復旧・復興を準用する。

第5章 東海地震に関する事前対策【参考資料】

「東海地震に関する情報（予知情報等）」は、別冊第1「南海トラフ地震対策推進計画第1章基本方針」に記載した通り、平成29年11月より中止されました。

しかしながら、東海地震の予報を基準とする「大規模地震対策特別措置法」は、現在（令和5年12月現在）も廃止されないため、「第6章 東海地震に関する事前対策」を参考資料とします。

1. 対策の目的及び基本方針

（1）対策の目的

この計画は、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号 以下「大震法」という。）第6条の規定に基づき、東海地震に係る地震防災対策強化地域（以下「強化地域」という。）において、同法第9条の地震災害に関する警戒宣言（以下「警戒宣言」という。）が発せられた場合にとるべき対策を中心に、緊急整備事業の推進等について定め、本町における地震防災体制の推進を図ることを目的とします。

2. 地震防災対策強化区域

町は、大震法第3条第1項に基づき、地震防災対策強化区域に指定されています。

【神奈川県内の地震防災強化地域】

平塚市	小田原市	茅ヶ崎市	秦野市	厚木市	伊勢原市
海老名市	南足柄市	寒川町	大磯町	二宮町	中井町
大井町	松田町	山北町	開成町	箱根町	真鶴町
湯河原町					

（1）基本方針

- ①この計画は、東海地震の発生に伴う被害の発生を防止し、また軽減するため、町域を対象として、町及び防災関係機関等と調整を密にし、東海地震の発生に伴う被害の発生を防止し、又は軽減するためとるべき事前措置の基本的事項について定めるものとします。
- ②この計画は、大震法第6条に基づく地震防災強化計画（以下「強化計画」という。）とします。
- ③この計画は、東海地震に関する調査情報（臨時）、東海地震注意情報、東海地震予知情報（以下「東海地震に関する情報」という。）の発表及び警戒宣言が発せられたときから地震発生まで又は発生するおそれがなくなるまでの間における事前対応対策を定めるものです。
- ④この計画は、防災関係機関等とともに引き続き研究協議し、各種防災施設の整備状況等を通じて必要な補正、整備を図り、本計画内容を見直し、整備充実を期するものとします。

3. 予防対策

主管課	安全防災担当室
関係課等	庁内全ての課、局、室

(1) 計画方針

強化地域に係る緊急整備事業の推進及び警戒宣言発令時等の対策を円滑に行うための地震防災応急計画の作成の促進、町民の意識向上等を図ります。

(2) 緊急整備事業

東海地震が発生した場合の被害の軽減を図るため、あらかじめ避難場所、避難経路、消防用施設、学校施設をはじめ緊急輸送道路、通信施設等各種防災関係施設を整備する必要があります。このため、町は、これらの防災施設につき県が定めた地震対策緊急整備事業計画に基づき、関連事業との整合を図り、早急にその整備を図るものとします。

(3) 地震防災応急計画の作成

学校、病院、デパートなど不特定多数の者が出入りする施設、大規模な工場や事業所、危険物の製造、電気・ガス・水道などの施設については、東海地震注意情報及び東海地震予知情報が発表された場合、あるいは警戒宣言発令時の災害防止と社会的混乱を避けるため、町民等の安全確保を目標にそれぞれの施設管理者等が地震防災応急計画を作成します。

(4) 東海地震に関する情報の知識の普及

東海地震の切迫性や東海地震に関する防災意識の普及を啓発するとともに、警戒宣言が発せられた場合等に町民等が的確な判断に基づいて行動ができるよう、自主防災組織の育成、事業所等への指導強化を図るものとします。

- ① 警戒宣言の性格及びこれに基づきとられる措置の内容
- ② 東海地震の予知に関する知識
- ③ 東海地震に関する情報及び警戒宣言の内容
- ④ 東海地震の被害想定等に関する知識
- ⑤ 東海地震に関する情報の発表及び警戒宣言が発せられた場合、並びに地震が発生した場合の出火防止、近隣町民との救助活動、自動車運行の自粛等防災上とるべき行動に関する知識

4. 警戒宣言等発令時の対策

主管課	安全防災担当室
関係課等	庁内全ての課、局、室

(1) 計画方針

町及び防災関係機関は、大震法第9条に基づき警戒宣言が発令されたときから、地震が発生するまで、又は警戒解除宣言が発せられるまでの間において、その大規模な地震に關し、地震災害の発生防止及び地震災害の発生した場合における被害の軽減を図るため、必要な警戒宣言発令時対策（地震防災応急対策）を実施するものとします。

(2) 地震災害警戒本部の設置

町長は、警戒宣言が発令された場合には、大震法第16条の規定に基づき、松田町地震災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）を設置します。また、県は、地震災害警戒本部を設置するとともに、県西地域県政総合センターに県警戒本部現地対策本部を設置します。

(3) 東海地震に関連する情報が発表された場合の対応

町及び防災関係機関は、東海地震に関連する情報の区分に応じ、速やかに必要な対策を行えるよう、次の体制をとります。

情報の種類類	情報の内容	配備体制
東海地震に関連する調査情報(定例)	毎月開催される定例の地震防災対策強化地域判定会において評価した調査結果について発表される情報	
東海地震に関連する調査情報(臨時)	東海地震の観測データに異常が現れた場合に、その原因の調査について発表される情報で、東海地震におけるひずみ計1か所以上で有意な変化が観測された場合等に発表される情報	平時の活動を維持しつつ、事態の推移に伴い人員を増員し、必要な対策が行える体制
東海地震注意情報	東海地震の前兆現象の可能性が高まったと認められた場合に発表される情報で、東海地域における歪計2箇所での有意な変化が、プレスリップによるものと矛盾がないと認められた場合等に発表される情報	情報の受伝達及び警戒宣言の発令に備えて、必要な対策が円滑に行える体制
東海地震予知情報	東海地震が発生するおそれがあると認められた場合に発表される情報で、これを受けて警戒宣言等の対応がとられる。東海地域における歪計3か所での有意な変化が、プレスリップによるものと矛盾がないと認められた場合等に発表される情報	事前の応急対策及び地震が発生した時、災害対策が円滑に行える体制

(4) 東海地震に関連する調査情報（臨時）が発表された場合の対応

気象庁から東海地震に関連する調査情報（臨時）が発表された場合には、防災行政通信

網による県からの一斉指令を受け、町は平時の活動を維持しつつ、事態の推移に伴い人員を増員し、必要な対策が行える体制をとります。なお、東海地震発生のおそれがなくなつたと認められ、安心情報である旨を明記した本情報が発表された場合には、その体制を解除します。

(5) 東海地震注意情報及び東海地震予知情報が発表された場合の対応

気象庁から東海地震注意情報及び東海地震予知情報が発表された場合には、防災行政通信網による県からの一斉指令を受け、次のような対応を図ります。

① 警戒対策連絡会議の招集

速やかに、大震法第16条の規定に基づく町地震災害警戒本部を設置できるよう、「警戒対策連絡会議」を招集します。

② 警戒対策連絡会議の構成

警戒対策連絡会議は、町長、副町長、教育長、関係課等の長で構成します。

③ 警戒対策連絡会議の協議事項

東海地震に関連する情報を収集し、関係機関へ連絡するとともに、町民へ東海地震注意情報又は東海地震予知情報が発表されたことを広報します。

④ 職員の動員

あらかじめ定めてある配備編成計画に基づき指定されている職員が参集します。

なお、本情報の解除にかかる情報が発表された場合には、その体制を解除します。

(6) 警戒宣言発令時の対応

① 町地震災害警戒本部の設置

町長は、警戒宣言が発せられた場合、応急対策に係る措置の実施にあたり、直ちに松田町地震災害警戒本部（以下「町警戒本部」という。）を松田町庁舎内に設置し、庁舎入り口に町警戒本部の表示を行うものとします。町長が不在又は連絡がとれない場合は、次の者が意思決定者となります。

ア 副町長（第1順位）

イ 教育長（第2順位）

ウ 総務課長（第3順位）

② 町警戒本部の廃止

ア 警戒解除宣言が発令されたときは、町警戒本部を廃止するものとします。

イ 大規模な地震が発生し、災害対策基本法第23条第1項に規定する災害対策本部を設置したときは、町警戒本部は廃止されたものとします。この場合、町警戒本部の事務は自動的に町災害対策本部に引き継がれ、町警戒本部の行った決定は、引き続きその効力を有するものとします。

③ 町警戒本部の業務

町警戒本部の業務は、次のとおりとします。

ア 町民への情報提供と呼びかけ

イ 警戒宣言及び地震予知情報等の受伝達

ウ 防災関係機関の業務に係る調整

エ 発災後における応急対策の事前準備

才 国・県への応援要請

力 その他、地震防災応急対策の実施

④ 町警戒本部の組織及び運営

町警戒本部の組織及び運営は、大震法、同施行令、松田町地震災害警戒本部条例（資料編【資料45】松田町地災害警戒本部条例を参照）及び松田町地震災害警戒本部要綱の定めるところによります。

⑤ 防災関係機関が地震防災応急対策として行う事務又は業務の大綱

防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱は、第1編第1章3節に定めるとおりとします。

⑥ 警戒宣言発令時の地震防災応急対策実施状況の報告

町警戒本部長（町長、以下「町警戒本部長」という。）は、警戒宣言が発令された場合に実施する事前避難の実施状況及び地震防災応急対策の実施状況等について県警戒本部長に報告します。

（7）町警戒本部要員の動員配備

職員は、東海地震注意情報が発表されたとき、又は警戒宣言が発令されたときは、あらかじめ定められた場所へ自ら参集し、若しくは町長の命令により参集し、配備体制につきます。

① 職員の配備体制

職員は、東海地震注意情報の発表、又は警戒宣言が発せられたことを知ったときは、速やかに所定の勤務場所等に参集し、配備につくものとします。

区分	東海地震注意情報が発表されたとき	警戒宣言が発令されたとき	東海地震が発生したとき
本部設置	警戒本部を速やかに設置できる体制を整える	警戒本部を設置する	災害対策本部を設置する
配備体制	警戒宣言の発令に備え、必要な対策が行えるよう、指名されたすべての職員が配備につく (町本部2号配備)	警戒宣言発令時の応急対策が速やかに行えるようすべての職員が配備につく (町本部3号配備)	警戒本部の配備体制がそのまま災害対策本部へ移行する
職員参集基準	1 自ら東海地震注意情報が発表されたことを知ったとき。 2 町長の命令を受けたとき	1 自ら警戒宣言が発令されたことを知ったとき 2 警戒本部長の命令を受けたとき	

② 参集場所

職員の参集場所は、原則として平時の勤務場所とする。ただし、次の場合はその指定された場所とします。

指定された職員	参集場所
各課長等	警戒本部設置場所

課長から指名された職員	指定された場所
寄在住の職員	寄出張所

③ 動員の発令による配備の場合の伝達方法

動員の発令の伝達は次によるが、あわせて東海地震に関する情報又は警戒宣言の概要についても伝達します。

ア 勤務時間中における伝達の方法

勤務時間中における伝達は、町長が庁内放送若しくは各課長等を招集して速やかに伝達します。

イ 勤務時間外における伝達の方法

休日、夜間時における伝達は、総務課から各課の長に連絡し、各課の長は、各課においてあらかじめ定めておいた非常連絡方法により連絡します。

④ 配備状況の報告

各課局長等は、町警戒本部が設置されたときは、職員の配備状況について町警戒本部長に報告します。

(8) 警戒宣言前の準備行動

東海地震に関する調査情報（臨時）又は東海地震注意情報が発表され、事前の準備行動を行う必要があると認められた場合、国はその旨を公表し、町では防災行政無線等を通じ、町民等に周知します。その際、防災関係機関は、救急・救助・消火部隊等の受け入れ・派遣準備や物資の点検、児童・生徒等の帰宅、旅行の自粛など、必要な準備行動を行います。なお、本情報の解除に係る情報が発表された場合、国は準備体制の解除を発令します。その場合、町及び防災関係機関は準備行動を終了します。

(9) 東海地震に関する情報、警戒宣言の伝達

① 東海地震に関する情報の伝達

東海地域の観測データに異常が発見され、東海地震に関する情報が発表された場合、気象庁から消防庁及び横浜地方気象台を通じてその情報が県に伝達され、県から町に伝達されます。

② 警戒宣言の伝達

気象庁長官から地震予知情報の報告を受け、地震防災応急対策を緊急に実施する必要があると認められる場合、内閣総理大臣は警戒宣言を発令します。警戒宣言は、報道機関を通じて広報されるとともに、消防庁から県に伝達され、防災行政無線等により伝達されます。

町からの広報

- ・町防災行政無線
- ・あんしんメール
- ・ホームページ
- ・広報車
- ・電話
- ・災害情報共有システム（J-ALERT）
- ・地震防災信号

《地震防災信号》

警鐘	サイレン
(5点) ●—●—●—●—●	(約45秒) ● — ● (約15秒)

- | |
|-----------------------------------|
| 備考1 警鐘又はサイレンは、適宜の時間継続すること |
| 2 必要があれば警鐘及びサイレンを併用すること |
| 3 サイレンは、“約45秒鳴動して約15秒休む”ことが反復すること |

(10) 広報対策

警戒宣言が発令された場合の社会的混乱を未然に防止し、地震防災応急対策が迅速かつ的確に行われ、被害の軽減に資するよう、広報活動を実施します。

① 広報活動

町及び防災関係機関は、東海地震に関する情報や警戒宣言の内容、災害が予想される危険個所及び避難対象地区などについて広報するとともに、町民等が踏まえるべき事項について呼び掛けを行います。広報活動にあたっては、町民や帰宅を急ごうとする人たちの混乱を防止するとともに、外国人をはじめ要配慮者への確実な情報伝達を行うものとします。なお、町民等に対する東海地震に関する情報の広報については、具体的にとるべき行動を併せて示すとともに、状況に応じて逐次、平易な表現で、反復継続して行います。

② 広報内容

町民に伝達する情報の内容は、概ね次のとおりとします。

- ア 冷静な行動をとるべきこと
- イ 不用な火気の始末をすること
- ウ テレビ、ラジオ等の地震関係情報に注意すること
- エ 自動車による移動を自粛すること
- オ 家具等家屋内備品の倒壊及び落下防止措置をとること
- カ 当座の飲料水、食料品等の持ち出しの準備をすること
- キ 特に必要のない限り、食料品の買い出し等の外出は自粛すること
- ク 電話の使用を自粛すること
- ケ 自宅を離れて避難する場合は、ブレーカーを切ること。また、離散家族に向けて避難先を明記したものを残しておくこと
- コ 事前避難対象地区以外は避難行動を行わず、耐震性が確保された自宅での待機等安全な場所で行動すること。
- サ 東海地震に関する情報の内容
- シ その他生活関連情報等、町民などが必要とする情報

(11) 町民への呼びかけ

警戒宣言発令時に町長は、町民に対し、警戒宣言発令に伴う町民の対応行動について、防災行政無線（同報無線）を通じて呼びかけるものとします。

(12) 情報パニックの防止対策

チラシや広報及び地域防災訓練、地震防災研修会の開催等を通じ、十分な啓発を図るとともに、自主防災組織の育成とあわせ、同組織を通じた正確な情報を提供することにより、流言、デマ等不適当な情報が氾濫し、パニックを招くことを防止します。また、駅周辺等における不特定多数の町民等が情報の不足による不安、流言飛語等による混乱（パニック）

を防止するため、防災行政無線により広報を実施します。

(13) 町が管理運営する施設、設備の安全対策

町が管理し、又は運営する施設について、警戒宣言が発せられた場合にとるべき応急措置は、次のとおりとします。また、具体的措置は、各施設管理者が別に定めるところによります。

① 道路等

道路管理者は、東海地震注意情報が発表されたとき又は警戒宣言が発せられた場合は、直ちに所管する道路の緊急点検及び巡視を実施して状況を把握し、交通規制、工事中における道路工事の中止等の措置をとるものとします。また、河川等についてもこれに準じ、水門等の閉鎖などの措置を講じます。

なお、緊急点検、巡視等の具体的な実施方法及び体制については、各管理者が別に定めるものとします。

② 不特定多数の者が出入りする施設の基本的措置

ア 警戒宣言等の伝達等

東海地震注意情報、東海地震予知情報及び警戒宣言が発令された場合は、来庁者及び職員に対し非常放送及び庁内放送により、迅速にその内容を伝える。

イ 来庁者の安全確保

必要に応じて来庁者に退避の指示を実施するとともに、安全な場所に誘導する。
また、庁内残留者を把握する。

ウ 施設、設備の点検

通信設備、電気設備、機械設備等の点検を直ちに実施し、発災に備える。
また、次の設備は、原則として使用禁止とする。

(ア) エレベーター

(イ) 冷暖房

(ウ) その他必要以外の電気、機械の運転

エ 設備、備品の転倒、落下防止

(ア) 窓ガラス等の飛散防止及び落下防止措置を行う。

(イ) ロッカー、書庫等の転倒防止措置を行う。

オ 出火防止措置

(ア) 火気の使用は極力避けるように周知する。

(イ) ガス器具、火気使用場所の点検を行う。

(ウ) 危険物等の点検、必要な措置を行う。

カ 受水槽等の貯水確認

受水槽等を確認し、不足の場合は補給します。また飲料用として確保する。

キ 消防用設備の点検

防火扉、火災報知器、屋内消火栓設備、消火器、避難設備等消防用設備の点検を実施する。

ク 発電設備の点検

停電に備え、自家発電設備の点検、整備を実施する。

ケ その他管理する施設、設備について特に必要あると認められる点検

③ 地震防災応急対策の実施上重要な建物に対する措置

ア 町警戒本部が設置される庁舎の管理者は、前記(2)の基本的措置を実施するほか、次の措置を行います。

(ア) 自家用発電装置、可搬式発電機等による非常用電源の確保

(イ) 無線通信機等通信手段の確保

(ウ) 町警戒本部の開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

イ 避難所、救護所が開設される学校等の施設管理者は、町が行う避難所、救護所の開設に必要な資機材の搬入、配備に協力するものとする。

④ 工事中の建築物に対する措置

工事中の建築物その他の工作物又は施設については、原則として工事を中断するものとします。

(14) 事前避難対策等

警戒宣言が発せられた場合、土砂災害警戒区域等に指定されている避難対象地区的町民等に対し、避難の指示等を行います。

本町には、神奈川県調査により指定された土砂災害警戒区域（がけ崩れ）が44箇所（資料編【資46】）、土砂災害警戒区域（土石流）が58箇所、土砂災害特別警戒区域（土石流）が29箇所（資料編【資料47】）存在します。また、酒匂川、川音川沿岸の住宅地には、マグニチュード7クラスの巨大地震が発生した場合、地盤が液状化することが懸念される液状化想定区域があり、これらの地域・地区に居住する町民に対しては、適切な情報提供とともに、必要があると認められるときは、避難指示等を行わなければなりません。

一方、住宅密集地の火災については、延焼拡大すれば大きな被害が発生するので、町長は、警戒宣言が発せられた場合、状況を勘案しつつ、町民等の生命及び財産を保護するため、避難等を行うものとします。大規模災害の発生が予想される場合には、広域避難場所への収容を検討し、早期に措置するものとします。

① 避難指示等についての措置等

ア 防災行政無線、広報車等による避難指示等の周知

イ 県地震災害警戒本部への避難状況等の報告

ウ 県警察に対して、町が町民に向けて避難指示等を行った旨の通知、及び警察官による避難誘導、交通規制等の措置の実施方の依頼

エ 避難所の開設及び応急対策用資機材の点検整備

オ 町警戒本部と避難所を結ぶ通信連絡網（可搬式無線通信機）の開設

カ 避難終了後の地区について、県警察官、小田原市消防本部員及び町消防団員による防災防犯パトロールの実施

キ 予想被害の規模と切迫性等を勘案し、多数町民の安全性を一時的にせよ確保する必要があると判断される場合の広域避難場所への誘導の指示

② 避難対象地区の事前周知

町は、事前避難対象地区の町民等に対して、次の事項をあらかじめ周知徹底を図るものとします。

ア 避難対象地区の範囲

- イ 地震の発生に伴い想定される危険の種類及び内容
- ウ 避難場所
- エ 避難場所に至る経路
- オ 避難指示等の伝達方法
- カ その他避難に関する注意事項

③ 避難の実施

ア 事前避難措置の実施者は、大震法第26条の規定に基づき、次により避難指示等を行います。避難の方法は原則徒歩とします。山間地等、避難地までの距離が遠く、徒歩避難が困難な場合は、地域の実情に応じて車両による避難も可能とします。

(ア) 町長は、警戒宣言が発せられたとき、直ちに避難対象地区の町民等に対し、避難指示等を行います。

(イ) 警察官は、町長が前記（1）の措置を行ういとまがないとき、又は町長から要請があったときは、直ちに避難対象地区の町民等に対し立ち退きを指示することができるものとします。

イ 避難指示等の内容

避難指示等を行う者は、原則として次の内容を明らかにして実施するものとします。

- (ア) 避難を要する理由
- (イ) 避難指示等の対象区域
- (ウ) 避難場所
- (エ) 避難経路
- (オ) その他注意事項

ウ 避難措置の周知

避難指示をした者並びに機関は、速やかに関係機関に対して指示した旨を連絡するとともに、避難対象地区の町民等に対してその内容の周知を図ります。

(ア) 避難対象地区町民等への周知徹底

避難措置の実施者はその内容について、避難地区の町民等に対し、防災行政無線、広報車等を通じて周知の徹底を図り、なお個別にも周知を図るものとします。

(イ) 松田警察署との連絡

町は、避難措置及び避難の状況等について県に報告するとともに、松田警察署と相互に連絡をとります。

エ 収容施設における措置

(ア) 町は、収容施設の管理者の協力を得て、避難者に対して次の措置をとるものとします。

- ・東海地震予知情報等の伝達
- ・警戒宣言発令時対策の実施状況の周知
- ・飲料水、食料、寝具等の供与
- ・施設の秩序維持
- ・その他避難生活に必要な措置

(イ) 町は、避難者に対し避難生活に必要な生活必需物資等の携行を指示する場合、その旨を明示します。

オ 事前避難体制の確立

町は、警戒宣言発令時において、避難者が円滑かつ迅速に避難行動がとれるよう事前避難体制の確立を図るものとします。

- (ア) 避難にあたっては、警戒宣言が発せられたときに、避難対象地区の町民等が迅速に避難行動を開始できるよう、町はあらかじめ避難対象地区の町民との連携を密にし、避難体制の組織化を図るものとします。
- (イ) 町は、避難対象地区に、あらかじめ在宅高齢者（一人暮らし高齢者等）、病人等避難に際し介護を要する者の人数及び介護者の有無等について把握し、地区、自主防災組織等との協力体制を確立しておくものとします。また、外国人、出張者及び旅行者についても、関係事業者と連携して避難誘導等、適切な対応を実施します。
- (ウ) 避難地で運営する避難生活は、原則として屋外としますが、高齢者、子ども、病人等、災害時要援護者要配慮者の保護のため、国及び県、町が定めた指針に基づき、あらかじめ指定された施設内において、避難生活を運営できるものとします。
- (エ) 町は、各種防災施設の状況や被害想定の実施等による検証を通じて、避難計画を見直すこととします。

(15) 発災に備えた資機材、人員等の配備

町長は、発災後の災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、主要食料、生活必需品、医薬品、応急復旧資機材等の災害応急対策に必要な物資を調達するための手配、防疫医療等の措置に係る体制について次のとおり定めます。

① 食料、生活必需品、医薬品等の確保

町は、警戒宣言が発令された場合、地震発生後の措置に備え、食料、生活必需品、その他必要な物資の調達については、町内商工業者、工場、その他と供給協定を締結し、在庫量を把握するものとします。

② 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配備

ア 防災関係機関は、警戒宣言が発せられた場合は、当該警戒宣言に係る地震が発生した場合において、松田町地域防災計画に定める災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するため必要な資機材の点検整備及び配備等の準備を行うものとします。

イ 必要な資機材の種類、数量、所在場所、運搬方法、配備人員等具体的な措置内容は、各機関に別に定めるものとします。

(16) 火災、水防等対策

① 防火対策等

東海地震注意情報等が発表されたときには、消防団、小田原消防本部は地震に伴う火災の発生を防止するため次の措置を講じます。

ア 火災発生の防止、初期消火についての町民への広報

イ あらかじめ予想される火災危険地域について、消防団員及び資機材の事前配置

ウ 東海地震に関する情報及び警戒宣言等の収集・伝達及び周知体制の確立

エ 避難対象地区における避難のための立退きの指示、避難、誘導及び避難路の確保

オ 施設、事業所等に対する地震災害応急対策計画実施の指示

カ 高所見張り及び警戒巡回の実施

キ 自主防災組織等の防災活動に対する措置

ク 救急・救助体制の確保

ケ その他必要な措置

東海地震注意情報等が発表され、地震に伴う水害の発生が予想されるときには、消防団、小田原消防本部は地震に伴う水害による被害を軽減するため、次の措置を講じます。

(ア) 地震に備えての要員の確保、配備

(イ) 東海地震に関する情報及び警戒宣言等の収集と伝達体制

(ウ) 水門等の施設の点検

(エ) 水防用資機材の点検整備及び緊急調達体制の確保

(オ) その他必要な措置

(17) 警備対策

警戒宣言が発令されたとき、それにともなう社会的混乱と発災時に予想される治安状態の悪化に備え、町長は県警察に対しあらかじめ定めた方針にのっとり適切な措置を実施することを要請するものとします。警戒宣言発令時等の県警察の対応は概ね下記のとおりです。

① 県警察の実施する対策の基本方針

県警察は、東海地震注意情報若しくは東海地震予知情報を受理した場合又は警戒宣言が発せられた場合は、東海地震の発生に関わる県民の危惧、不安等から発生するおそれのある混乱及び各種の犯罪に対処するため、早期に警備体制を確立し、県警察の総合力を發揮して、迅速、的確な警戒宣言発令時対策を実施します。

② 警備体制の確立

県警察は、東海地震注意情報若しくは東海地震予知情報を受理した場合又は警戒宣言が発せられた場合は、直ちに県警察本部に警察本部長を長とする県警戒警備本部を設置し、また、松田警察署に警察署長を長とする警察署警戒警備本部を設置し、指揮体制を確立します。

③ 県警察の実施する地震防災応急対策

県警察は、東海地震注意情報若しくは東海地震予知情報を受理した場合又は警戒宣言が発せられた場合は、その内容を正確かつ迅速に周知するとともに、これに伴う諸般の情勢を迅速・的確に収集・把握し、町民等の混乱防止を図るため次の活動を実施します。

ア 情報の収集、伝達

- ・町が行う東海地震に関する情報及び警戒宣言の伝達への協力
- ・各種情報の収集
- ・地震災害警戒本部及び関係機関との相互連絡

イ 広報

民心の安定と混乱の防止のため、次の事項を重点として広報活動を行います。

- ・東海地震に関する情報及び警戒宣言に関する正確な情報
- ・道路交通の状況と交通規制の実施状況
- ・自動車運転の自粛と自動車運転者のとるべき措置
- ・犯罪の予防等のために町民がとるべき措置
- ・不法事案を防止するための正確な情報
- ・その他混乱防止のために必要な正確な情報

ウ 社会秩序維持

大規模地震災害に対する危惧及び物資の欠乏、将来の生活に対する不安等に起因する混乱並びに窃盗犯、粗暴犯、集団不法事案等を防止するため、県警察は、次の活動により社会秩序維持に万全を期します。

- ・正確な情報の収集及び伝達によるパニックの防止及び流言飛語の抑止
- ・民心の不安を助長する窃盗犯、暴力犯、経済犯等の予防取締り
- ・危険物による犯罪又は被害発生防止のための予防取締り
- ・避難にともなう混乱等の防止と人命の保護
- ・避難地、警戒区域、重要施設等の警戒
- ・自主防犯活動等に対する措置

エ 施設等の点検及び整備

県警察通信施設等をはじめ県警察庁舎、交通信号機、道路交通施設等に関し発災に備え、その機能を保持するため点検及び整備を実施する。

(18) 飲料水の確保対策

水道事業者は、東海地震注意情報が発せられた場合、応急対策計画に定めるもののほか、町民への飲料水供給を確保するため、次の事項を重点として必要な措置を講ずるものとします。

① 飲料水の供給の確保

水道事業者は、東海地震注意情報が発せられた場合、町民が緊急貯水を行うことに留意し、それにともなう需要増加に対処して十分な飲料水の供給を確保し、給水を継続するものとします。

② 町民への指示

水道事業者は、広報車等を利用し、飲料水の貯水等、応急給水体制について指示を与えるものとします。

(19) 電力、通信対策

① 電力関係

東京電力パワーグリッド株式会社は、警戒宣言発令並びに地震災害発生時においても、その供給の継続を確保するため、地震災害警戒本部の設置、資機材の確保、特別巡視、特別点検、通信網の確保、応急安全措置など必要な電力を供給する体制を確保し、応急措置を実施します。

② 通信関係

東日本電信電話（株）等、電気通信事業者は、警戒宣言が発令されたとき、地震防災対策上重要な電話（通信）の確保を図るため、地震災害警戒本部の設置、応急用資機材の事前配備、電源の確保、電話（通信）の疎通確保、安否確認に必要な措置等必要な体制を確保し、応急措置を実施します。

なお、これらの措置は、必要に応じて警戒宣言前からも実施します。

(20) 園児、児童、生徒等の保護対策

① 幼稚園、学校の対応

東海地震に関する調査情報(臨時)が発表された場合には、強化地域内外を問わず、平時の活動を維持しつつ、情報を収集するものとします。東海地震注意情報及び東海地震予知情報が発表された場合あるいは警戒宣言が発せられたときには、原則として園児・児童・生徒等を保護者へ引き渡すものとします。

また、県西教育事務所を通じて、県教育委員会へ避難状況等を報告するものとします。

② 注意情報・警戒宣言発表時の対応

- ア 園長・校長等は、学校等に警戒本部を設置し、東海地震注意情報のほか、必要な情報を把握し、的確な指揮にあたります。
- イ 園児・児童・生徒等については、教職員の指導のもとに全員が園・学校待機とし、保護者等引き取りがあるまで保護します。
- ウ 園長・校長等は、町教育委員会に避難・誘導等の状況を速やかに報告します。
- エ 園長・校長等は、各施設の保安措置をとります。
- オ 初期消火及び救護・救出活動等の防災活動体制をとります。

③ 教職員の対処・基準

- ア 東海地震注意情報が発表されたときは、園児・児童・生徒等を教室に集めます。
- イ 園児・児童・生徒等の避難・誘導にあたっては、氏名、人員等の掌握、異常の有無等を明確にし、的確に指示します。
- ウ 学級担任等は、出席簿等を携行し、本部の指示により所定の場所へ避難・誘導等を行います。
- エ 障がいのある園児・児童・生徒等については、あらかじめ介助体制等の組織を作るなど十分配慮します。
- オ 園児・児童・生徒等の保護者等への引き渡しについては、あらかじめ決められた方法で確実に行います。
- カ 園児・児童・生徒等の帰宅は、地区別、方面別等班編成を工夫し、単独の下校は避けます。
- キ 留守家庭等で帰宅できない園児・児童・生徒等については、氏名、人員等を確実に把握し、引き続き保護します。
- ク 園児・児童・生徒等の安全を確保したのち本部の指示により防災活動にあたります。

④ 登降園、登下校時、在宅の対策

- ア 登降園、登下校時に倒壊地震注意情報が発せられた場合は、状況に応じて直ちに登園、登校あるいは帰宅するよう指導しておきます。
- イ 交通機関利用時については、関係機関の指示に従うよう指導します。
- ウ 在宅中の時は、登校しないようにし、家族とともに行動するよう指導します。
- エ 園児・児童・生徒等の引き渡しに際しては、事前に引渡者を明確にしておきます。

(21) 交通対策

県警察は、警戒宣言が発令されたときは、交通の混乱や交通事故を防止するとともに、円滑な緊急輸送、町民等の安全な非難を確保するため、交通規制等の交通対策を実施する。町は、町民への警戒宣言発令時の交通規制等の情報を提供し、不要、不急な旅行等の自粛を要請します。

① 通行禁区域及び通行制限区域の設定

県警察は、警戒宣言が発せられた場合は、通行禁止区域、通行制限区域を定め、同区域を補完するため迂回路を指定して、一般車両の通行禁止及び制限の交通規制を実施します。

② 緊急交通路の確保

県警察は、緊急交通路として指定する想定のある道路（指定想定路）の中から、交通の状況に応じて緊急交通路を確保します。

③ 一般運転者の行動の要綱

ア 警戒宣言発令と同時に走行中の車両は、地震の発生に備えて低速走行に移行するとともに、カーラジオ等により、地震情報及び交通情報を聴取し、その情報に応じて行動すること。

イ 車両を置いて避難する場合には、車両をできる限り路外に止め、やむを得ないときは、道路の左端に駐車させる。この場合にあっては、エンジンを止めエンジンキーを付けたままにし、車両の窓を閉め、ドアをロックしないこと。

また、駐車するときは、避難する人の通行や、地震防災応急対策の実施の妨げになるような場所に駐車しないこと。

ウ 警戒宣言発令後は、避難等のために車両を使用しないこと。

エ 危険物等を運搬する車両の運転者は、①の措置後、当該車両をできるだけ最寄りの空地等の路外に止め、発災時に引火爆発、漏洩等が生じないように、その措置の万全を図ること。

（22）緊急輸送対策

町は、緊急輸送を実施するため、関係機関と協力し、あらかじめ指定した緊急輸送道路の円滑な確保に向け、準備を実施します。

緊急輸送道路の確保にあたっては、道路及び沿道の危険度に留意するとともに、緊急交通路や他の輸送手段にも考慮します。

① 緊急輸送車両の任務

緊急輸送車両は大震法第21条第2項に規定する地震防災応急対策の実施責任者又はその委託を受けた者が使用する車両で、次に掲げる業務に従事する車両とします。

ア 地震予知情報の伝達及び避難指示等

イ 消防、水防、その他の応急措置

ウ 応急の救護を要すると認められる者の救護その他保護

エ 施設及び設備の整備及び点検

オ 犯罪の予防、交通の規制、その他当該大規模地震災害を受けるおそれのある地域における社会秩序の維持

カ 緊急輸送の確保

キ 地震災害が発生した場合における食糧、医薬品、その他の物資の確保、清掃防疫、その他の保健衛生に関する措置、その他応急措置を実施するため必要な体制の整備

ク その他地震災害の発生の防止又は軽減を図るための措置

（ア）緊急輸送車両の確認申請

（イ）緊急輸送車両の確認申請は、県警察に対して行うものとします。

② 緊急輸送の実施

ア 警戒宣言が発せられた場合、緊急輸送の対象となる人員、物資等の範囲は次のとおりです。

(ア) 地震防災応急対策実施要員

(イ) 地震防災応急対策の実施に必要な食料、医薬品、防災資機材等の物資、資機材

(ウ) その他町警戒本部長が必要と認める人員、物資又は資機材

イ 緊急輸送は、必要最小限の範囲で実施するものとし、実施にあたっては、輸送手段の競合を生じないよう緊急輸送関係機関及び実施機関相互の連携協力体制を十分整備するものとし、警戒宣言後の緊急輸送の実施にあたり具体的に調整すべき問題が生じた場合は、町警戒本部において必要な調整を行うものとします。

ウ 本町における緊急輸送ルートは、町警戒本部と各地区公共施設並びに町広域避難所を結ぶルートを指定するものとします。

エ 緊急輸送車両等の確保

(ア) 町及び関係機関は、発災後の緊急輸送に備えて輸送用車両等の確保を図るものとする。確保すべき車両の数量及び確保先については、県トラック協会、運送会社等との輸送協定によるものとします。

(イ) 町は、輸送手段について、県に対し支援を要請することができます。

(23) 関係機関等との連絡調整及び応援要請

① 関係機関等との連絡調整

町は、警戒宣言発令時において、地震防災応急対策実施状況の把握、連絡体制の事前確認等のため、関係機関等と連絡調整を図るものとします。

② 関係機関等への応援要請

町は、警戒宣言発令時において、地震防災応急対策を実施するため、必要があるときは、関係機関等へ応援を要請するものとします。

(24) 施設、設備の点検及び緊急措置

警戒宣言の発令にともない、町長は、町内の道路や河川の管理者、及び公的施設整備の管理者に対し、以下の緊急措置をとるよう要請する。本町が管理する施設整備についても、同様の緊急措置をとるものとします。

① 道路

ア 道路管理者は、警戒宣言が発令された場合は、直ちに所管道路の緊急点検及び巡視を実施して状況を把握し、交通規制、工事中の道路における工事の中止等の措置をとるものとします。

イ 地震が発生した場合、災害が発生するおそれのある区域内では、警戒宣言が発せられた場合に実施する道路管理上の措置を講ずるものとします。

② 河川

河川管理者は、警戒宣言が発せられた場合は、直ちに所管施設の緊急点検及び巡視を実施して状況を把握し、水門等の閉鎖、工事中の場合は工事の中止等の措置を講ずるものとします。

③ 施設、設備の点検及び緊急にとるべき措置

ア 施設、設備の点検

地震の発生に備え、災害の発生を防止し、又は軽減するため、町が管理する施設、設備について、来庁者、通行人等の第三者に被害を及ぼさないよう点検を実施するものとします。

・火気使用設備の点検

警戒宣言が発令されたときは、火気使用は極力制限し、防火措置を講じる。やむを得ず使用する場合は、地震が発生した場合直ちに消火できるような措置を講じる。

・消防用設備の点検

火災報知装置、消火栓、防火戸の点検及び消火器の確認をする。

・自家発電装置、可搬式発電機の点検

地震発生の際の停電に備えて、自家発電装置、可搬式発電機が使用可能な状態になるよう点検をする。

・受水槽等への緊急貯水

・落下、倒壊、危険性のある備品等の点検

屋内にある蛍光灯、標示版及びロッカー等の転落、転倒しやすい備品の落下防止及び固定の措置を講じる。また、防犯灯等屋外の施設、設備についても点検及び警告措置を講じる。

・発火、流失、爆発のおそれのある危険物の点検

・その他管理する施設、設備等についての必要な点検

イ 緊急にとるべき措置

・防災活動上必要な資機材等の確保

防災活動に必要な最低限の食糧、飲料水、資機材（ラジオ、懐中電灯等）を確保

・無線通信機等通信手段の確保

発災に備えて、防災行政無線、有線、その他の通信手段を確認、確保

④ 工事中の建築物等に対する措置

工事中の建築物、その他の工作物又は施設については、原則として工事を中断するものとします。なお、倒壊、落下等に対する補強・防止措置は実施します。

⑤ 避難所等の安全確認

町は、発災後の避難の実施に備えて、避難場所及びその他の避難施設について安全確保のための点検を行うものとします。

⑥ 警戒宣言発令後の避難状況等に関する情報の収集、伝達等

町警戒本部からの指示の伝達及び情報収集は、避難場所又は応急救護所に携帯無線局を設置することにより行うものとし、未設置の場合の措置としては、無線機塔載の車両等の配備をもってあてるものとします。

（25）鉄道等の公共輸送対策

警戒宣言が発令されたとき、町長は、本町の公共輸送をになう鉄道、及び路線バスを経営する事業者に対して、それぞれの地震防災応急計画にしたがった運行を要請するものとします。東海地震の強化地域に全域指定されている本町が要請する内容は、概ね次のとおりです。

① 鉄道

ア 鉄道事業者は、警戒宣言発令時に、原則として以下の方針に従い対応します。

なお、注意情報発表時は、安全に配慮しながら運行を継続します。ただし、長距離夜行列車、貨物列車については、強化地域への進入を禁止します。

- (ア) 町内を含む強化地域内を運転中の列車は、最寄りの駅まで安全な速度で運転し、そこで停車し、待機等の措置をとります。
- (イ) 強化地域外を運転する列車に関しては、十分な安全を確保のうえ、安全に配慮しながら運行の継続を確保します。
- (ウ) 警戒宣言が解除されたときは、必要により車両、線路、信号装置等の機能確認を行った後列車の運転を行います。

イ 東海旅客鉄道（株）

- (ア) 強化地域に係る措置

- a 列車の運行を中止

- b 運転中の列車は、最寄りの安全な駅その他の場所まで安全な速度で運転し停車

- (イ) 強化地域外における措置

- a 強化地域内への列車の進入は、禁止する。

- b 折り返し設備等を勘案し区間を定め、必要に応じ速度を制限して運行を継続

ウ 小田急電鉄（株）

- (ア) 本町を含む強化地域内

- 原則として、最寄りの駅まで安全な速度で運行し、以後の運転を休止

- (イ) 強化地域外

（警戒宣言当日）

休止区間を除き、45km/h以下で運行するものとする。なお、特別急行列車及び急行列車は運転を中止します。

（翌日以降）

地震に備えたダイヤを編成し、可能な範囲の運行に努めます。

② 路線バス

基本方針

ア 本町を含む強化地域内においては、警戒宣言発令後の運行を各社地震防災応急計画の定めるところにしたがい、運行を中止します。

イ 強化地域外においては、次の事項に留意し、それぞれの路線の実情を踏まえた警戒宣言発令時の運行計画の定めるところにより、安全に配慮しながら運行を継続します。

（ア）警戒宣言が発せられたときは、減速走行の措置をとります。

（イ）減速走行及び交通渋滞等によりダイヤが遅延した場合は、その状況に応じて間引き運行の措置をとります。

（ウ）危険箇所等を通過する路線については、運行中止、折り返し、迂回等事故防止のために適切な措置をとります。

（エ）警戒宣言が発令された翌日以降については、原則的には運行を継続しますが、交通状況の変化等に応じて運行中止等適切な措置をとります。

（26）帰宅困難者対策

警戒宣言が発せられた時、公共交通機関の運行停止等により、発生する帰宅困難者につ

いては、次のように対処するものとします。

① 一斉帰宅者の発生の抑制

ア 基本原則の周知

町は、帰宅困難者の行動の基本原則である「むやみに移動を開始しない」ことを、報道機関等の協力を得て、周知します。

イ 帰宅困難者への必要な情報の提供

町及び防災関係機関は、帰宅困難者に冷静な行動をとってもらうため、必要な情報为您提供します。

② 帰宅困難者への支援

ア 避難場所の提供

帰宅の手段を失い、駅周辺や観光施設等で滞留し、避難を希望する人に対し、一時滞在施設を提供します。一時滞在施設は、生涯学習センター、萱沼・城山・宮地・田代・河内の各地域集会施設及び湯の沢児童センターとします。

イ 避難誘導及び治安維持等

(ア) 土地勘のない観光客等に的確な行動を促すため、十分な情報提供を行います。

(イ) 駅構内の滞留旅客については、鉄道関係機関が避難誘導を行います。

(ウ) 町は、駅構外の帰宅困難者の避難誘導について、周辺事業者等とも連携して行います。

ウ 松田警察署は、治安の維持を確保し、町等と連携し交通安全を確保します。

③ 帰宅困難者の把握

町は、避難場所に避難した帰宅困難者数について、警察、鉄道機関等と十分連携をとり、把握するものとします。

④ 避難場所における措置

町は、避難場所において次の措置をとります。

ア 町災害対策本部と避難場所との通信体制の確保

イ 災害時要援護者要配慮者等に対する救護措置

ウ 飲料水等の供給体制の確保

エ 交通機関の運行状況の把握及び周知

オ 帰宅困難者に対する各種の情報提供

カ その他必要な措置

⑤ 県への報告

町災害対策本部は、帰宅困難者の避難状況について、県災害対策本部へ報告するとともに、必要に応じて、県へ協力を要請します。

(27) 医療機関・福祉施設対策

警戒宣言が発せられたとき、町は地震発生後の救急医療対策の事前準備対策を実施するとともに、医療機器、医薬品の調達準備等の措置をとるものとします。

① 地区医師会等に対する協力要請

町は、警戒宣言が発令されたとき、神奈川県医師会救護隊足柄上支部に医療救護班の編成を要請します。また、町において編成する医療救護班のみでは、応急救護対策が困難であると町長が認めたときは、県知事に対して、医療救護を要請します。

② 医療器材、医薬品の緊急調達の準備

町は医療救護活動に必要な医療器材及び医薬品の緊急調達を迅速に行うため、医薬品等の供給に関する協定書を締結している事業者等に対し、在庫量の確認その他必要な措置を実施するものとします。

③ 医療機関の対策

警戒宣言が発令されたとき、町内各医療機関は速やかにあらかじめ定められた対策を実施することにより、被害発生の防止を図るとともに、医療機能を維持するものとします。なお、警戒宣言発令時対策の概要は、概ね次のとおりとします。

ア 警戒宣言発令という事実の周知

- イ 消火設備、避難設備及び自家発電装置等の点検並びに医療器械、備品、薬品等の転倒落下・移動の防止及び出火防止対策を実施
- ウ 入院患者等の安全の確保
- エ 発災後への備え、医薬品、血液、治療材料等を確保するとともに、水、食料、燃料等の確保も併せて行う。

④ 社会福祉施設等の対策

社会福祉施設等は、警戒宣言が発令した時、利用者の生命・身体の安全確保に万全を期すため、次の措置をとるものとする。

ア 警戒宣言発令という事実の周知

警戒宣言が発せられたことについて、職員、利用者等への周知の徹底

イ 施設・設備の点検

ウ 落下物等の防止措置

エ 食料・飲料水等の確保

オ 関係機関、保護者との連絡体制の確保

入所者等の保護のため、施設の安全性を考慮し、他の社会福祉施設等への移送あるいは保護者への引き渡しを実施します。

(28) 不特定多数の人々が出入りする施設の対策

町長は、警戒宣言が発令されたとき、小売店や不特定多数の人々が集まる施設に対し、次の対応を要請します。

① 警戒宣言発令時の対応

ア 小売店等の対応

警戒宣言発令時における営業は、概ね次のとおりとします。

食料品及び日用雑貨等の生活必需物資を取り扱う店舗については、従業員と食品の衛生上の確保を図りつつ、地域の需要に応えるためできるだけ営業の継続に努めます。

イ 施設管理者の措置

不特定多数が出入する施設の管理者は、警戒宣言が発せられた場合、直ちに次の措置を講じます。

(ア) 情報の収集

(イ) 利用者等への情報伝達

(ウ) 退避誘導の確保

a 非常出口、退避方向の指示

- b 利用者の整理、誘導
 - c 退避場所及び経路の指示
- (エ) 施設の点検・安全措置
- a 火気使用器具の使用停止
 - b ボイラー等のバルブ閉止、燃料停止の確認
 - c ボンベ、燃料タンクの固定確認
 - d 消防用設備等の点検、作動確認
 - e 受水槽の確認、給水
 - f 看板、ネオン、舞台装置、照明器具等の転倒、落下防止措置
 - g 非常持出品の準備
 - h その他必要な措置

(29) 金融機関の措置

窓口における営業は、普通預金（総合口座を含む）の払戻しを除く全ての業務を停止します。なお、普通預金の払戻しについても、来店中の顧客の払戻しが終了次第停止します。ただし、顧客及び従業員の安全に十分配慮した上で、市民等の日常生活に極力支障をきたさないよう、必要な範囲内で、キャッシュサービス等（現金自動支払機を含む。）の営業を継続するよう努めます。

手形交換所における内国為替、手形取立等の手形交換、為替業務については、その取扱いを停止し、不渡処分猶予等の措置を講じます。なお、この旨を店頭に掲示し、協力を求めることとします。

警戒解除宣言が発せられた場合は、可及的速やかに平常の営業を行うことを求めます。

郵便局における業務の取扱いを停止します。ただし、市民等の日常生活に極力支障をきたさないよう、必要な範囲内で、郵便貯金の払戻しの窓口取扱等を行い、郵便貯金自動預払機等については、可能な限り取扱を行うこととします。

(30) 事業所等の措置

① 警戒宣言が発令された時の事業所の対応

ア 防災管理者、保安管理者等を中心に地震災害を防止し、又は軽減するための体制を確立します。

イ テレビ、ラジオ等から十分な関係情報を入手し、その内容を顧客・従業員等に迅速・正確に伝達します。

ウ 事業所内で作成された地震防災応急計画ないしは防災計画に定められた役割分担にしたがって、地震災害を防止し、又は軽減するため、次の措置を実施します。

(ア) 火気使用設備等地震発生により出火原因となるものについては、原則として使用を中止します。

(イ) 建物の防火上、又は避難において重要な施設及び消火用設備等を点検します。

(ウ) 薬品類、危険物等の流出・漏洩防止を行います。

(エ) 商品、事務機器及び窓ガラス等の転倒・落下防止措置を実施します。

エ 火気使用店舗は、原則として営業を自粛します。

オ 飲料水、非常食糧、医薬品等を確保します。

力 その他それぞれの事業所の特性に従い必要と思われる措置を講じます。

② 事業所等の従業員の帰宅措置

事業所等においては、応急保安措置を講じた後は、できるだけ通常の勤務体制をとることを原則とします。やむを得ず従業員を帰宅させる場合は、従業員数、最寄り駅及び道路交通状況、警戒宣言が発せられた時刻等を考慮して、帰宅経路にかかる状況を確認したうえで時差退社させます。

ただし、近距離通勤者にあっては、徒歩又は自転車によるものとし、公共交通機関等の利用はしないものとします。また、自家用車による帰宅は行わないものとします。

なお、本町を含む強化地域内では鉄道の運転が中止されるので、遠距離通勤者で帰宅が困難となる者については、それぞれの事業所等において適切な措置を講じます。

(3 1) 緊急整備事業の推進

本町は、大規模地震が発生した場合の被害の軽減を図るため、関連事業との整合を図りながら、早急に所管するところの各種防災関係施設の整備を図るものとします。

① 政令指定事業の促進

町は、大震法施行令第2条に定める地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備を促進します。

② 政令指定外事業の整備促進

町は、大震法施行令第2条に定める地震防災上緊急に整備すべき施設以外の震災対策関連事業についても、必要に応じその整備を促進します。

③ 地震防災対策特別措置法に基づき緊急に整備すべき施設の種類

地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）に基づき、県が作成する地震防災緊急事業五箇年計画において整備すべき施設として次のようなものがあります。

ア 避難地

イ 避難路

ウ 消防用施設

エ 緊急輸送を確保するため必要な道路等

オ 通信施設

カ 耐震性貯水槽

キ 備蓄倉庫

ク 発電機

ケ その他町長が必要と認める設備

(3 2) 救援対策等

① 食料の確保

ア 町は、東海地震注意情報が発令されたときは、震災害の発生に備えて直ちに次のことを行います。

(ア) 食料調達体制の点検、確認

農林水産省（並びに関東農政局神奈川県拠点）及び関係団体等と連携をとり、食料調達体制の確認を行うとともに、現在の食料の保有数量等を把握します。

イ 町は、警戒宣言発令とともに、地震災害の発生に備えて備蓄物資等の確認及び協定等

を締結している関係団体と連絡を取り、食料調達体制を確認するとともに食料の保有数量等の把握並びに応急給食のための要員、資機材及び運搬手段などの確保を図ります。

② 給水

ア 飲料水の事前確保

町は、警戒宣言発令とともに、広報媒体並びに関係機関の協力を得て、需要家（一般家庭、その他の施設）に対して飲料水確保のための緊急貯水を呼びかけます。

イ 給水量の確保

町は、東海地震注意情報が発表された場合、水道事業者に対して飲料水確保のための緊急貯水に応える体制をとるよう協力を要請します。

ウ 応急給水体制

(ア) 町は、地震災害の発生に備えて、水道事業者等に飲料水の確保を要請し、また自力での飲料水の確保を行うとともに、応急給水のための要員、資機材及び運搬手段等を確保します。

(イ) 地震災害の発生に備えて、鋼板プールを速やかに使用できるよう体制を整えます。

③ 生活必需物資等

町は、警戒宣言発令とともに、地震災害発生に備えて備蓄物資を確認するとともに、協定書等を締結している関係業者、団体等と連絡をとり、生活物資の調達体制を整えます。また、物資保有数を把握して物資供給のための要員及び運搬手段等を確保します。

④ 物価高騰の防止等のための要請

町は、警戒宣言が発せられた場合に、食料をはじめとする生活必需品等の物価の高騰や、事業者による買占め・売り惜しみが生じないよう監視するとともに、必要に応じて指導等を行います。また、町民が落ち着いた消費行動が取れるよう生活必需品の供給状況等について、必要な情報を提供します。

※南海トラフ地震に関する情報

平成26年3月「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」が国により策定され、町が「南海トラフ地震防災対策推進地域」に指定されると同時に「南海トラフ地震防災対策推進計画」の作成を義務付けされ、別冊第1「南海トラフ地震防災対策推進計画」を作成しています。

第3編 風水害災害対策計画

この計画は、台風や集中豪雨といった大雨により発生するおそれのある「土石流」及び「がけ崩れ」災害について、町民の生命、身体を守ることを目的に土砂災害防止対策及び警戒避難体制等の応急対策について定めるものであります。

また、水防法第14条第3項の規定に基づき、大雨等によって河川が増水し、堤防が決壊した場合を想定し、浸水想定区域図（資料編【資料17】参照）を作成しています。浸水想定区域図は、平成29年の水防法の改正に基づき、神奈川県が酒匂川、川音川の氾濫に伴う浸水想定区域をシミュレーションにより指定したもので、年超過1000分の1規模の洪水を想定し、浸水の範囲と水深を示しています。平成30年に県から公表された浸水想定では、川音川の氾濫により松田町から大井町、小田原市まで被害が広がることから、町域を超えた広域避難について検討を進めています。

本町では、ひとたび大災害が発生した場合、大規模かつ複雑な被害を生じることが予想されるため、このような被害の拡大を事前に防止するため、町、県、防災関係機関は、それぞれの計画に基づき、予防体策を積極的に推進します。

1. 災害時の応急活動対策

主管課	安全防災担当室
関係課等	まちづくり課 総務課

災害発生直前の対策風水害は、気象情報の分析により災害の危険性をある程度予測することが可能です。したがって、被害を軽減するためには、町、関係機関、報道関係を通じての情報の伝達、適切な避難誘導、災害を未然に防止するための活動等、災害発生直前の対策がきわめて重要となります。その際に、町は、要配慮者に配慮するとともに、町民にとってわかりやすい情報を伝達します。

（1）警戒及び注意の喚起

町は、平時から洪水等により浸水が予想される区域及びがけ崩れ等予想危険箇所等の関係町民に対して、周知徹底を図り、降雨時等に町民が混乱なく避難できるよう周知します。また、風水害が発生するおそれがあるときは、河川管理者等と連携を図りながら、気象情報、土砂災害警戒情報等に十分注意します。さらに、洪水等により浸水が予想される区域等の警戒活動を行います。

（2）災害未然防止活動

町は、災害の未然防止を図るため、県と協力して、隨時、区域内の河川等を巡視します。水防上危険な箇所があったときは、直ちに河川等の管理者に連絡して必要な措置を求めます。また、気象の悪化が予想されるときは、監視及び警戒を更に厳重に行い、事態に即応した措置を講じます。

（3）避難のための立ち退き等

町長は、危険区域等の居住者等に対して、人命の保護その他の災害を防止するため、特に必要と認めるときは、まず初めに、町民に対して避難の準備及び要配慮者に対して避

難のための立ち退きの開始を呼びかけます。次に避難指示を行います。なお、避難指示等の発令では、次の基準を参考にします。

【避難指示等の発令の判断基準(1)：一般的基準】

- ア がけ崩れ等により危険が切迫しているとき。
- イ 関係官公署から豪雨、台風、山崩れ、土砂崩れ、浸水等の災害に関する通報があり、本町においても避難を要すると判断されるとき。
- ウ 河川の上流が水害を受け、下流地域に危険があるとき。
- エ 河川の水位が避難判断水位を突破し、洪水のおそれがあるとき。
- オ 避難の必要性が予想される各種気象警報が発せられたとき。
- カ その他、町民等の生命又は身体を風水害から保護するため必要と認められるとき。

2. 水防対策

第1編第3章23節に同じ

3. 土砂災害防止対策

主管課	安全防災担当室
関係課等	まちづくり課 総務課

県では、平成24年に、町の意見を聞いて、土石流災害のおそれのある区域を把握し、土砂災害警戒区域等を指定しました。また、土砂災害により著しい被害が生じるおそれのある区域を土砂災害特別警戒区域に指定し、住宅等の新規立地の許可、既存住宅の移転の勧告等を行うことになっています。

指定された地域では、豪雨等によるがけ崩れや土石流等の土砂災害の発生するおそれがあります。多くの家屋は、この山間地に散在しているため、がけ崩れや土石流等による被害は相当大なるものが予想されるものです。これらの被害を未然に防止し、あるいは最小限にとどめるため、概ね次の対策を定めます。

(1) 避難計画の整備

町は、警戒、避難体制の整備を図るとともに、土砂災害警戒区域（がけ崩れ・土石流）等（資料編【資料47】）における警戒、避難対策計画を策定し、避難地区の指定、避難経路の設定、避難場所の指定を進めます。また、危険な箇所に居住する町民や事業所等の従業員に対し周知を徹底します。

(2) 土砂災害防止施設の整備等

県は、降雨、地震等によるがけ崩れ、土石流等の土砂災害による被害を未然に防ぐため、土砂災害警戒区域等のうち、優先度の高い箇所から関係法に基づく区域指定を行い整備するとともに、急傾斜地崩壊危険区域、砂防指定地の指定区域に、標柱及び標識板等を設置し、町民に周知を徹底することになっています。また、定期的にパトロール等を実施し、指定区域の管理及び保全について制限を行い、必要に応じて防災措置の勧告及び防災工事の施工改善命令を行うことになっています。

「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)」に伴う土砂災害警戒区域等の指定状況

土砂災害警戒区域（がけ崩れ）

令和5年3月現在（県砂防海岸課）

自然現象の種類	地区名	指定区域数	
		土砂災害警戒区域	うち特別警戒区域
がけ崩れ	寄	24	調査中
	その他地区	20	調査中

土砂災害警戒区域（土石流）

自然現象の種類	地区名	指定区域数	
		土砂災害警戒区域	うち特別警戒区域
土石流	寄	38	17
	その他地区	20	11

細部は、資料編【資料46～47】

(3) 土砂災害に関する避難指示等の基準

土石流等の土砂災害に関する避難準備、避難指示等は、次の基準とします。

内閣府：避難指示等に関するガイドライン

令和3年5月

区分	基 準
高齢者等避難	<ul style="list-style-type: none">大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ土砂災害に関するメッシュ情報で「実況又は予想で大雨警報の土壤雨量指数基準に到達」する場合数時間後に、避難経路等の事前通行規制等の基準値に達することが想定される場合大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間から翌日早朝に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合
避難指示	<ul style="list-style-type: none">土砂災害警戒情報が発表された場合。土砂災害に関するメッシュ情報で「予想で土砂災害警報情報の基準に到達」する場合大雨警報（土砂災害）が発表されている状況で、記録的短時間大雨情報が発表された場合土砂災害の前兆現象（湧き水・地下水の濁り、渓流の水量の変化等）が発見された場合
緊急安全確保	<ul style="list-style-type: none">土砂災害警戒情報が発表されかつ土砂災害に関するメッシュ情報で「実況で土砂災害警報情報の基準に達」した場合土砂災害警戒情報が発表されており、さらに記録的短時間大雨情報が発表された場合土砂災害が発生した場合山鳴り、立木の流出の発生が確認された場合避難指示等による立ち退き避難が十分でなく、再度、立ち退き避難を居住者等に促す必要がある場合

(4) 災害防止教育・指導

町は、土砂災害警戒区域等のがけ地の点検を土地管理者に奨励するとともに、必要に応じて崩落するおそれがある箇所の補修を行うよう土地管理者への指導を徹底します。また、これら土砂災害警戒区域等の周知徹底を行い、災害発生時における町民の避難誘導に十分配慮します。

町は、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)」第7条の規定に基づき、土砂災害警戒区域等の指定があったときは、土砂災害に関する情報の収集及び伝達、予報又は警報の発令及び伝達、避難、救助その他当該土砂災害警戒区域等における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項について定めます。

(5) 防災体制の整備等

各種公共的施設を土砂災害から守るために、町では施設の管理者に対して県と協力して、土砂災害警戒区域等、避難場所、土砂災害警戒避難基準等の情報を提供し、警戒・避

難体制の確立などの防災体制の整備をするよう指導します。また、県は「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)」に基づき、土砂災害警戒区域等を指定し、土砂災害特別警戒区域においては、建築物の構造規制、特定の開発に対する許可や既存建築物の移転の勧告を行います。

(6) 防災知識の普及徹底

がけ崩れや土石流等の災害の特殊性から、町民、特に危険な箇所の町民に対するがけ崩れや土石流等の土砂災害等の災害の予防並びに応急対策等に関する知識の普及は、常に留意すべき事項です。この普及にあたっては、危険地域の町民に対して周知徹底を図る必要のある重点事項は、概ね次のとおりです。

① 関係町民が日常から準備しておくべき事項

- ア 気象情報が入手できるようテレビ、ラジオ等を点検しておく。
 - イ 自分の住んでいる周りの裏山、がけ、渓流等の危険な箇所を把握しておく。
 - ウ 避難の時期、場所、経路等をあらかじめ熟知し、家族内で再確認しておく。
- ② がけを見回ってまず応急措置をする。
 - ア 崩れそうな土砂は取除く。
 - イ がけ側に雨水や汚水が流れこまないように、板や土のう等で排水路を作つて水はけをよくする。
 - ウ がけ上の地盤の割れ目には、雨水が入らないように砂やモルタルを詰めること。
 - エ 崩れそうながけ地にある大きな木の繁茂した幹や枝を切り取ること。
 - オ 木の仮土留でくさっている木材は、取り替えて補強すること。
 - カ 石垣等に亀裂の入っているところは修理し、崩れそうな石垣などは補強すること。
 - キ がけ下やがけの途中で湧き水のあるところは、特に危険なため、水はけの処理をよくすること。

③ がけの下の土地については、次のことに注意する。

- ア がけ下を切土したままになっているものは、仮土留をした上で安全な石垣などをつくること。
- イ がけの根元は、雨水、汚水、湧き水などが溜まらないように水はけをよくすること。
- ウ 高いがけ下で石垣等だけでは安全とならないところは、防土堤をつくること。

④ がけ上の土地については、特にがけの方に雨水や汚水が流れたり、しみ込まないようになることに注意する。

- ア 雨樋のない所には雨樋をつくること。
- イ 下水や雨樋からの雨水は、流し放しにせず下水管、U字溝などで安全な場所に排水すること。
- ウ 下水管で細いものや土等の詰まっているもの、勾配の悪いものは、修繕して水はけを良くすること。
- エ 吸い込み桟、池、ごみ捨ての穴などはつくらないこと。
- オ 隣地から特に多量の雨水が流れ込んでくるおそれのある箇所は、関係者が話し合つて安全な排水施設をつくること。

⑤ 危険地域の居住者は、次のことに注意する。

- ア 消防職員や警察職員が避難を指示したときは、必ず従うこと。

- イ 降雨時には、高いがけぎわの部屋では就寝しないこと。
- ウ 気象通報に注意し、大雨注意報のあったときは、高齢者や子供は早めに避難させること。
- エ 平時から避難について心がけておくこと。

4. 浸水対策

主管課	安全防災担当室
関係課等	まちづくり課 総務課

全国的には集中豪雨が増加し、公共用水域に排除することが困難な低地帯では、内水による浸水被害が生じているため、町では、予防対策の推進を図ります。また、県では、水防法第14条第3項の規定に基づき、大雨等によって河川が増水し、堤防が決壊した場合を想定し、浸水想定区域図（資料編【資料17】参照）を作成しています。浸水想定区域図は、一定量以上の雨量があったときを想定し、浸水の範囲と水深を示しています。

（1）警戒水位に達した場合の情報伝達

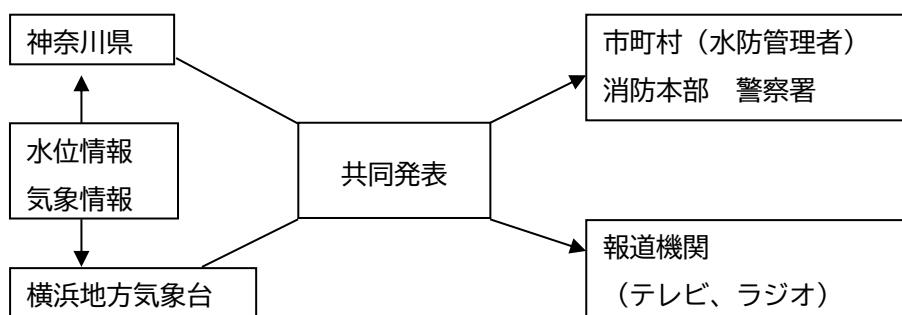
県においては、「水位情報を周知する河川」において、「避難判断水位（特別警戒水位）」の設定を行っています。「避難判断水位（特別警戒水位）」とは、氾濫するおそれのある危険水位には至らないものの、氾濫を警戒すべき警戒水位を超えて、いつ氾濫してもおかしくない水位であり、町民が避難する時間を考えて設定されるものです。この水位に達したときには、国及び県は、水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、ホームページや電話応答装置などで一般に周知します。この場合、町は迅速かつ的確な判断の基に避難が必要な地域町民に対し、避難指示等を発するものとします。

（2）避難体制の整備

町は、浸水想定区域図をもとに河川洪水ハザードマップを作成、公表し、洪水時の円滑かつ迅速な避難行動に資するとともに、洪水等の災害に対する意識の高揚を図ります。

（3）洪水予報等の情報伝達

酒匂川洪水予報は、降雨の状況により今後の水位がどのように変化するかを神奈川県と気象台が予測し、一定の基準水位を超えると予想されるときに、関係機関及びテレビ、ラジオ等を通して発表するものです。その洪水予報等の情報を防災行政無線等の情報伝達手段を活用し、関係機関及び町民へ周知します。



洪水予報の種類

予報の種類	予報の意味等
氾濫注意情報	該当河川のいずれかの基準地点の水位が氾濫注意水位に達し、更に水位の上昇が見込まれるときに発表する。(避難準備情報の発令)
氾濫警戒情報	該当河川のいずれかの基準地点の水位が一定時間後に氾濫危険水位に達すると見込まれているとき、あるいは避難判断水位に達し更に水位の上昇が見込まれるときに発表する。(避難指示等の発令)
氾濫危険情報	該当河川のいずれかの基準地点の水位が氾濫危険水位に達したときに発表する。(町民の避難完了)
氾濫発生情報	該当河川の洪水予報区間内で氾濫が発生したときに発表する。

出動等の目安

基 準	出動等の目安
水防団待機水位	水防団が出動するための待機する水位
氾濫注意水位	避難準備情報等の発令判断の目安、町民の氾濫に関する情報への注意喚起、水防団出動の目安となる水位
避難判断水位	避難指示等の発令判断の目安、町民の非難判断の参考となる水位
氾濫危険水位	洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫のおそれがある水位

基準水位

(神奈川県雨量水位情報)

河川名	酒匂川		川音川	中津川
水位所在地	平山(山北町)	松田	川音	田代橋
水防団待機水位	2.00m	1.40m	0.40m	1.10m
氾濫注意水位	3.00m	2.30m	0.70m	1.40m
避難判断水位	4.80m	2.80m	0.95m	3.05m
氾濫危険水位	6.00m	3.80m	1.80m	4.20m

第4編 火山災害対策計画

火山災害については、その性質上、本町単独での対応が困難であり、町は、国、県、警察、その他関係機関等と連携を図りながら対応するものとします。火山に関する共通事項は、第4編火山災害対策計画に、富士山に関する事項は、別冊第2「富士山火山避難計画」に記載します。

主管課	安全防災担当室
-----	---------

富士山、箱根山等火山が噴火したときは、町内では、溶岩流、噴出物及び降灰等による負傷者の発生や農作物の被害、土石流、河川の氾濫などの被害の可能性が考えられます。

火山災害については、その活動状況から災害発生の危険性をある程度予測することが可能であることから、本節では、活動火山対策特別措置法（昭和48年法律第61号）第21条の規定に基づき、富士山、箱根山等が噴火した場合における火山情報の伝達体制等について、必要な事項を定めるものとします。

1. 火山情報の伝達体制

火山活動に関する異常な現象を発見した者は、直ちに町長若しくは松田警察署に通報するものとする。町長が通報を受けた場合、速やかに関係機関に伝達します。

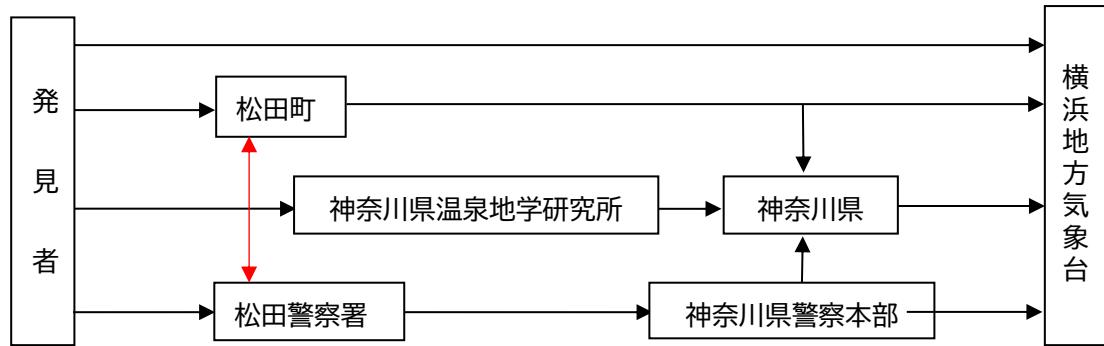
① 通報を要する火山活動

- ア 噴火（爆発、溶岩流、泥流、軽石流、熱雲等）及びそれにともなう降灰砂等
- イ 火山地帯での火映又は鳴動の発生
- ウ 火山地帯での地震又は地殻変動の発生
- エ 火山地帯での山崩れ、地割れ、土地の上昇、沈下、陥没等の地形変化
- オ 火口、噴気孔の新生拡大、移動、噴気、噴煙の量、色、温度あるいは昇華物等の顕著な異常変化
- カ 火山地帯での湧泉の新生又は潤渴、量、味、臭、色、濁度、温度の異常等顕著な変化
- キ 火山地帯での顕著な地温の上昇、地熱地帯の新生、拡大あるいは移動及びそれらに伴う草木の立ち枯れ等
- ク 火山付近の湖沼、河川の水の顕著な異常変化、量、臭、色、濁度等の変化、発泡、温度の上昇、軽石、魚類等の浮上等

② 火山活動の通報系統

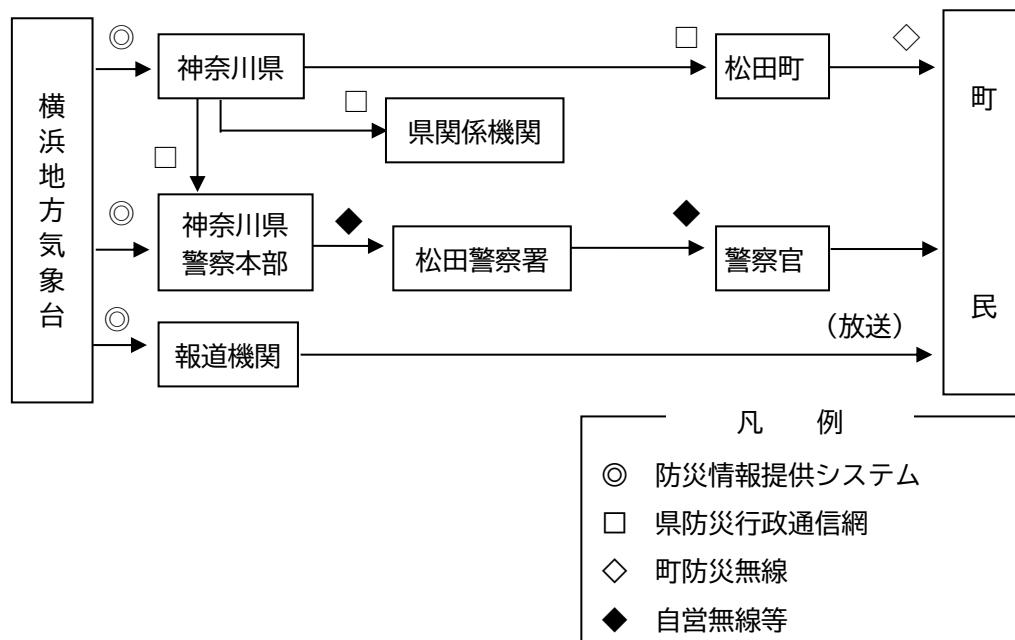
火山活動に関する異常現象については、次の図に掲げた経路に従い、通報するものとします。

火山活動の通報系統



③ 火山情報の通報及び伝達体制

火山情報の通報及び伝達系統図は、概ね次のとおりとします。



④ 各種火山情報の発表と伝達系統

平成19年4月1日の気象業務法等の改正に伴い、従前の火山情報（緊急火山情報、臨時火山情報、火山観測情報）及び火山活動度レベルは廃止され、これに代り、新たに噴火警報・予報及び噴火警戒レベルが定められました。また、その他の火山に関する情報を記載します。

噴火警報・予報の種類及び噴火警戒レベル

噴火警報・予報の種類	噴火警報	気象業務法第13条の規定により、気象庁火山監視・情報センターが、居住地域や火口周辺に重大な影響を及ぼす噴火の発生が予想される場合に、予想される影響範囲を付した名称で、発表する。なお、活動火山対策特別措置法第21条第1項に規定される火山現象に関する情報は、噴火警報として取り扱う。
	噴火予報	気象業務法第13条の規定により、気象庁火山監視・情報センターが、火山活動が静穏（平常）な状態が予測される場合に発表する。また、噴火警報の解除は、噴火予報で発表する。
噴火警戒レベル	噴火警戒レベルとは、火山活動の状況を噴火時等の危険範囲や町民等が取るべき	

<p>防災行動を踏まえて5段階に区分したものである。</p> <p>噴火警戒レベルを導入した火山（富士山）では、噴火警戒及び噴火予報で噴火警戒レベルを発表する。</p> <p>町民や登山者・入山者等に必要な防災対応が分かりやすいように、各区分にそれぞれ「避難」「避難準備」「入山規制」「火口周辺規制」「活火山であること留意」のキーワードを付けて警戒を呼びかける。</p>

富士山噴火警戒レベル表

種別	名称	対象範囲	レベル	火山活動の状況	住民等の行動	登山者・観光客等への対応	想定される現象等
特別警報	噴火警報（居住地域）	居住地域及びそれより火口側	5 避難	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫	避難等が必要		大規模噴火が発生、噴石、火碎流、溶岩流が居住地域に到達
			4 高齢者等 避難	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想	高齢者等の要配慮の避難、住民の避難等の準備が必要		群発地震、地殻変動の加速
							小規模噴火の発生、地震多発、顕著な地殻変動等
警報	噴火警報（火口周辺）	火口から居住地域近くまでの広い範囲の火口周辺	3 入山規制	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす噴火が発生、あるいは発生すると予想	通常の生活状況に応じて高齢者等の要配慮者の避難の準備	登山禁止・入山規制等危険な地域防災計画への立入規制等	居住地域に影響しない程度の噴火の発生、または地震、微動の増加等
		火口から少し離れた所までの火口付近	2 火口周辺 規制	火口周辺に影響を及ぼす噴火が発生	通常の生活	火口周辺への立入規制等	影響が火口周辺に限定
予報	噴火予報	火口内等	1 活火山であること留意	火山活動は静穏 火口内で火山灰の噴出等が見られる		特になし	火山活動は静穏

降灰予報

区分	目的	内容
降灰予報(定時)	噴火したときの降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を予め確認しておき、事前に対策がとれるようにする。	<ul style="list-style-type: none"> ・噴火警報発表中の火山で、噴火により人々の生活に影響を及ぼす降灰が予想される場合に、定期的(3時間ごと)に発表します。 ・18時間先(3時間区切り)までに噴火した場合に予想される、降灰範囲や小さな噴石の落下範囲をお知らせします。
降灰予報(速報)	即時性を重視して発表することで、降ってくる火山灰や小さな噴石に対して、ただちに対応行動がとれるようにする。	<ul style="list-style-type: none"> ・噴火の発生を通報する「噴火に関する火山観測報」を受けて発表します。 ・降灰予報(定時)を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予測された場合に発表。 ・降灰予報(定時)が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表する。

		<ul style="list-style-type: none"> ・事前計算された降灰予報結果から適切なものを抽出することで、噴火発生後、速やかに(5～10分程度※で)発表。 ・噴火発生から1時間以内に予想される、降灰量分布や小さな噴石の落下範囲を発表。
降灰予報(詳細)	噴火事実に基づいた精度の良い予報を提供し、降灰量階級に応じた適切な対応行動がとれるようにする。	<ul style="list-style-type: none"> ・噴火の観測情報(噴火時刻、噴煙高など)を用いて、より精度の高い降灰予測計算を行って発表。 ・降灰予報(定時)を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予測された場合に発表。 ・降灰予報(定時)が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表。 ・降灰予報(速報)を発表した場合には、予想降灰量によらず、降灰予報(詳細)も発表。 ・観測値をもとに詳細な計算を行い、噴火後20～30分程度※で発表。 ・噴火発生から1時間ごと6時間先までの降灰量や市町村ごとの降灰開始時刻を発表。

※ 噴煙が気象条件により直接確認できない場合等には、これよりも降灰予報の発表に時間を要することや、降灰予報を発表できないことがある。

その他の情報

情報等の種類	内 容	発表時期
噴火速報	周辺住民及び登山者等火山の周辺に立ちに入る人々に対して、噴火の発生を知らせる情報	随 時
火山の状況に関する解説情報	火山性地震や微動回数、噴火等の状況や警戒事項について解説する情報	火山活動の状況に応じ適時発表
火山活動解説資料	写真や図表を用いて、火山活動の状況や警戒事項について解説する情報	毎月上旬及び必要に応じ適時発表
月間火山概況	前月1ヶ月間の火山活動の状況や警戒事項をとりまとめた資料	毎月上旬
噴火に関する火山観測報	噴火が発生したときに、発生時刻や噴煙高度等の情報	随 時

2. 救助・救急活動等

(1) 救助・救急活動

① 町民及び自主防災組織の役割

町民及び自主防災組織は、自発的に被災者の救助・救急活動を行うとともに、救助・救急活動を実施する各機関と協力します。

② 救助・救急活動

町は、その区域内における救助・救急活動を行うほか、被災者の早急な把握に努め、必要に応じ、県又は他の市町村に応援を要請します。

その他、救助・救急活動については、第1編第3章「13.医療救護」「22.消防活

動」及び別冊第2「富士山火山避難計画」により実施します。

(2) 被災市町村への応援

町は、被災市町村からの要請に基づき、救助・救急活動等の応援を迅速かつ円滑に実施します。なお、火山災害の場合、噴火の形式によって熱傷や呼吸器系への障害がいが起こる場合や火山礫による裂傷等、負傷の状況も多岐にわたるため、火山災害の状況に係る情報を入手しつつ、応援活動を実施するものとします。

(3) 避難対策

火山の異常現象に基づく危険地域の居住者や観光客等に対する避難の指示等については、第1編第3章8節及び別冊第2「富士山火山避難計画」により実施します。

第5編 特殊災害対策計画

本計画は、地震、風水害及び火山以外の災害や大規模な事故等に関する対策について、特殊災害対策として定めるものです。特殊災害対策として、危険物等の災害対策、大規模事故対策、放射性物質災害対策を示します。なお、特殊災害については、その性質上、本町単独での対応が難しいことも予想されるため、町は、国、県、警察、その他関係機関等と連携を図りながら対応するものとします。

1. 危険物等の災害対策

主管課	安全防災担当室
-----	---------

危険物等は、小事故であっても初期の対応を誤ると大災害になる危険性が高いです。これらの安全対策については、国・県が関係法令の定めるところに従い、規制、取締り、指導等を進めています。本町としては、町内に存在する危険物等及び本町を通過する危険物等の事故から、町民の生命と安全、財産を守るため、国・県の関係行政に協力し、災害予防を行います。また、万一危険物等の事故が発生した場合においては、警察等関係機関とともに人命の救助を第一に対応するものとします。

(1) 危険物、高圧ガス、火薬類及び毒劇物

① 火災予防対策

危険物については、消防法や危険物の規制に関する政令、高圧ガス保安法、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律、ガス事業法、火薬類取締法、毒物及び劇物取締法に規制されています。本町は、これら根拠法に基づいて展開される国・県の関係行政に積極的に協力し、危険物、高圧ガス、火薬類及び毒劇物の爆発漏洩等による災害の発生を未然に防止するものとします。

ア 自主保安体制の整備

町及び防災関係機関は、危険物等の爆発漏洩等による災害の発生を防止するため、町、県及び事業者は協力して次のとおり事業所の自主保安体制を整備するものとします。

(ア) 危険物等事業所の防災設備、資機材の整備充実

(イ) 危険物等事業所の保安管理体制、緊急時の応急体制の充実

(ウ) 高圧ガス等特殊災害に対する相互応援体制の充実

(エ) 危険物、高圧ガス、火薬類及び毒劇物関係団体の組織の育成

イ 危険物等を取り扱う事業者等についての対策

町内の危険物等を業務上取り扱う事業者等に対し、関係法令の遵守を徹底させ、防災関係機関の指導に従うことを要請するとともに、以下の措置を講ずることを求めます。

(ア) 従業員全体への保安思想の啓発

(イ) 危険物等管理責任者の各種の講習会及び研修会への参加

(ウ) 事業所内における防災訓練の徹底

(エ) 事業所内における自主保安体制の整備

(オ)隣接事業所との発災時の相互応援に関する協定の締結

ウ 危険物等取り扱い事業者への指導

危険物等の貯蔵・取り扱いを行う事業者は、法令で定める技術基準を遵守し、町及び県

は、関係機関と協力して製造施設等に対する保安検査、立ち入り検査及び移動車両に対する路上立ち入り検査を充実し、施設等の安全性を確保します。

2. 大規模事故対策

主管課	安全防災担当室
-----	---------

鉄道や航空機は現代生活にとって必須不可欠な交通手段であるが、ひとたび事故が発生すると不可逆的な大惨事となります。地域防災計画としては、このような大規模事故に対しても万一の備えをしておく必要があります。

(1) 鉄道

① 災害予防対策

本町を通っている小田急電鉄及びJR東海の両社に対し、以下の災害予防対策の実施を強く求めるものとします。

ア 保安対策

橋梁等構造物の点検補修を日常的に行うほか、自動列車停止装置（ATS）、自動列車制御装置（ATC）、列車無線装置等を取り入れ運転保安度の向上を行います。また、踏切支障通報装置の導入や踏切道の立体化を推進し、事故を未然に防止します。

イ 事故対策訓練の実施

年1回事故想定訓練を実施するほか、車両火災予防運動、全国交通安全運動等各種運動期間中、職場ごとで防災対策に必要な訓練を実施します。

ウ 防災広報の充実

災害発生に伴う混乱を防止し輸送力を確保するため、「防災の日」等を重点に、駅及び車内放送設備並びに掲示器類により隨時広報します。

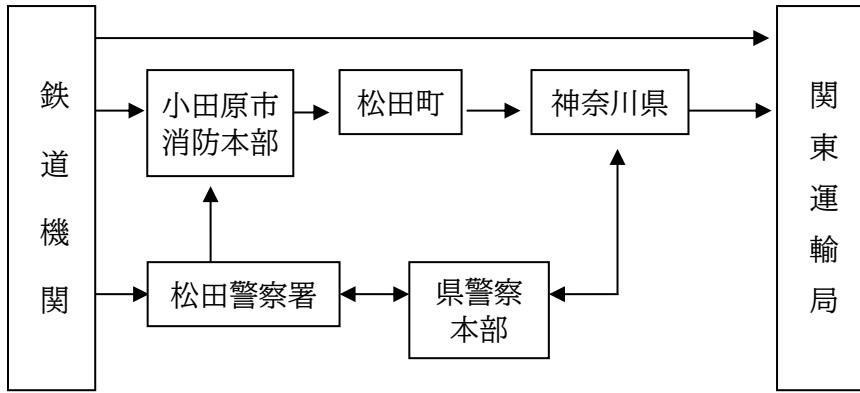
② 災害応急対策

ア 大規模鉄道事故発生時の対応

本町は、列車の火災、衝突、脱線等の鉄道事故による災害が発生したとき、又は災害が発生するおそれがあるときは、警察機関と協力し、当該鉄道会社と密接な連絡をとるとともに、神奈川県及び関東運輸局とも十分連携し、応急対策を行います。

また、町長は、神奈川県、日本赤十字社及び地元医師会に対して、医療救護班等を現地に派遣し、負傷者の応急措置を行うことを要請します。

大規模鉄道災害発生時の連絡系統図は、概ね次のとおりとします。



イ 鉄道会社の措置

町は、大規模鉄道事故が発生した場合、当該鉄道会社に対し、以下の災害応急対策の実施を要請します。

(ア) 活動体制及び情報連絡体制

各鉄道会社は、それぞれの計画に基づき整備している事故発生時の活動体制及び情報連絡体制を実行します。

(イ) 災害発生時の広報対策

利用客に対し、駅及び車内放送設備並びに掲示器類により事故の状況、列車の運行状況を知らせるとともに、誘導案内の徹底を図り、秩序の維持に努めます。

(ウ) 事故時の応急措置

事故が発生した場合は、負傷者の救護を最優先とし、2次的事故の防止に万全の措置を講ずるとともに、その救急措置及び復旧については、もっとも安全と認められる方法により、迅速かつ的確にこれを行います。なお、必要により、松田警察署及び小田原市消防本部に出動、救援を要請します。

また、災害が広範囲にわたり、その他異常事態が発生し、又は発生するおそれがあるときは、当該鉄道会社の内部に事故対策本部を設置し、状況に応じて現地対策本部を置き、応急措置又は応急復旧措置を講じ、被害を最小限に防止します。

(2) 航空災害対策

町内で大規模な航空機事故が発生した場合、関係機関と協力し、人命の救助、負傷者の応急処置及び二次災害の防止を図るものとします。

① 災害応急対策への備え

災害時の情報通信手段について、平時よりそれを確保し、無線設備の点検を定期的に実施するとともに他の防災関係機関等との連携を図るものとします。また、県及び関係機関との調整のうえ、神奈川県医療救護計画に基づき医療救護活動体制の確立を図るものとします。

② 事故現場への立ち入り制限の実施

航空機が墜落した場合には、爆発等の二次災害が発生する危険性があるとともに、事故原因の調査・究明を行うため、事故現場を保全する必要があります。このため、町は松田警察署及び関係機関と連携し、事故現場への立ち入りを制限します。

3. 放射性物質災害対策

主管課

安全防災担当室

(1) 災害予防対策

放射性物質の取扱事業所等に対する指導、監督は、防災対策を含めて文部科学省の所管となっているが、ここでは主に町が放射性物質の漏洩等による災害の発生を未然に防止するための予防措置について、基本的事項を定めます。

① 取扱事業所等の把握

町は、放射性同位元素使用事業所を把握します。

② 取扱事業所に対する指導

ア 保安規程の整備

イ 従業員に対する防災教育、操作員の教育訓練の実施

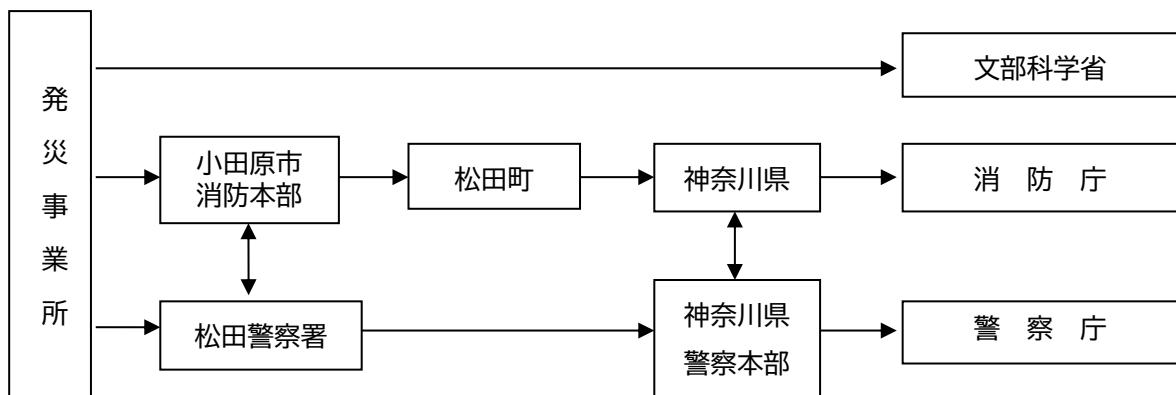
ウ 自主防災組織の編成

エ 防災計画の作成及び計画に基づく訓練の実施

(2) 災害応急対策

① 災害発生時の連絡体制

災害発生時の連絡系統図は、概ね次のとおりとします。



② 町及び関係機関の措置

町及び関係機関の措置は、放射性物質による災害が発生したとき、又は災害が発生するおそれがあるときは、施設等の責任者と密接に連絡をとるとともに、県及び文部科学省とも十分連携し応急対策を行います。

ア 町及び消防部の措置

(ア) 人命の救出

(イ) 消火、応急活動の実施

(ウ) 警戒区域の設定

(エ) 周辺町民に対する災害広報の実施

(オ) 周辺町民に対する避難の指示等

イ 警察の措置

- (ア) 負傷者の救出、救護
- (イ) 警戒区域の設定
- (ウ) 周辺町民の避難誘導
- (エ) 周辺道路の交通規制
- (オ) 死体の検分
- (カ) その他必要な措置